

目 次

◎会議録第1号（6月11日）議案説明

開 会	5
日程第1 町長挨拶並びに諸般の報告	5
開 議	6
日程第2 会議録署名議員の指名	6
日程第3 会期の決定	7
日程第4 報告第1号 令和5年度松前町一般会計繰越明許費繰越 計算書の報告について	7
日程第5 報告第2号 令和5年度松前町水道事業会計予算繰越計 算書の報告について	8
日程第6 報告第3号 令和5年度松前町下水道事業会計予算繰越 計算書の報告について	10
日程第7 報告第4号 令和5事業年度松前町土地開発公社収支決 算及び令和6事業年度松前町土地開発公社 事業計画の報告について	12
日程第8 議案第37号 専決処分の承認を求めることについて（松 前町税条例の一部を改正する条例（専決第 2号））	14
日程第9 議案第38号 専決処分の承認を求めることについて（松 前町国民健康保険税条例の一部を改正する 条例（専決第3号））	16
日程第10 議案第39号 松前町職員の特殊勤務手当に関する条例の 一部を改正する条例	17
日程第11 議案第40号 松前町税条例の一部を改正する条例	19
日程第12 議案第41号 松前町立認定こども園条例	20
日程第13 議案第42号 松前町中小企業振興基本条例	21
日程第14 議案第43号 松前町中小企業振興資金融資条例	22
日程第15 議案第44号 松前町下水道条例の一部を改正する条例	24
日程第16 議案第45号 松前町水道事業の水道の布設工事監督者を 配置する対象工事並びに布設工事監督者及 び水道技術管理者の資格に関する条例の一 部を改正する条例	25

日程第17	議案第46号	議決事項の一部変更について（財産の譲与）……………	26
日程第18	議案第47号	町有地の処分について……………	27
日程第19	議案第48号	令和6年度松前町一般会計補正予算（第1号）……………	28
日程第20	議案第49号	令和6年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）……………	28
日程第21	議案第50号	令和6年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）……………	28
日程第22	議案第51号	令和6年度松前町介護保険特別会計補正予算（第1号）……………	28
散 会		……………	33

~~~~~

◎会議録第2号（6月17日）一般質問

|      |             |       |    |
|------|-------------|-------|----|
| 開 議  |             | …………… | 38 |
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名  | …………… | 38 |
| 日程第2 | 一般質問        |       |    |
|      | 1番 重松 知之議員  | …………… | 38 |
|      | 6番 曾我部秀司議員  | …………… | 43 |
|      | 13番 藤岡 緑議員  | …………… | 48 |
|      | 12番 村井慶太郎議員 | …………… | 55 |
|      | 14番 加藤 博徳議員 | …………… | 66 |
|      | 2番 池内 邦仁議員  | …………… | 76 |
|      | 3番 池田 幸子議員  | …………… | 80 |
| 散 会  |             | …………… | 87 |

~~~~~

◎会議録第3号（6月24日）委員長報告

開 議		……………	93
日程第1	会議録署名議員の指名	……………	93
日程第2	議案第39号	松前町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例……………	93
日程第3	議案第40号	松前町税条例の一部を改正する条例……………	94
日程第4	議案第41号	松前町立認定こども園条例……………	95
日程第5	議案第43号	松前町中小企業振興資金融資条例……………	97

日程第 6	議案第44号	松前町下水道条例の一部を改正する条例……………	97
日程第 7	議案第45号	松前町水道事業の水道の布設工事監督者を 配置する対象工事並びに布設工事監督者及 び水道技術管理者の資格に関する条例の一 部を改正する条例……………	98
日程第 8	議案第46号	議決事項の一部変更について（財産の譲 与）……………	99
日程第 9	議案第47号	町有地の処分について……………	100
日程第10	議案第48号	令和 6 年度松前町一般会計補正予算（第 1 号）……………	101
日程第11	議案第49号	令和 6 年度松前町国民健康保険特別会計補 正予算（第 1 号）……………	102
日程第12	議案第50号	令和 6 年度松前町後期高齢者医療特別会計 補正予算（第 1 号）……………	102
日程第13	議案第51号	令和 6 年度松前町介護保険特別会計補正予 算（第 1 号）……………	102
日程第14	事件撤回の件（議案第42号 松前町中小企業振興基本条 例）……………		106
追加日程第 1	議案第52号	松前町中小企業振興基本条例……………	107
日程第15	議員派遣の件……………		111
閉 議……………			111
町長挨拶……………			111
閉 会……………			112

6月11日（第1号）

令和6年松前町議会第2回定例会会議録

令和6年6月11日第2回定例会は、松前町役場議場に招集された。

応招議員は、次のとおりである。

1番 重松知之	2番 池内邦仁	3番 池田幸子
4番 西村元一	5番 渡部恵美	6番 曾我部秀司
7番 住田英次	8番 田中周作	9番 城村トキ子
10番 影岡俊範	11番 稲田輝宏	12番 村井慶太郎
13番 藤岡 緑	14番 加藤博徳	

不応招議員は、次のとおりである。

な し

出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、応招議員の14名である。

欠席議員は、次のとおりである。

な し

地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	田 中 浩 介
副 町 長	徳 居 芳 之
教 育 長	足 立 一 志
総 務 部 長	大 川 康 久
保健福祉部長	早 瀬 晴 美
産業建設部長	渡 部 博 憲
出 納 局 長	仙 波 晴 樹
教育委員会 事務 局長	住 田 民 章
総 務 課 長	平 村 展 章
財 政 課 長	田 中 志 延
税 務 課 長	塩 梅 敬 介
危機管理課長	金 子 裕 之

町民課長	渡辺 司
福祉課長	佐藤 真一
保険課長	柏原 正
子育て支援課長	大西 雅弘
健康課長	渡部 直樹
まちづくり課長	大政 邦弘
産業課長	山田 善仁
会計課長	田中 俊臣
上下水道課長	住田 俊哉
学校教育課長	金子 貴徳
社会教育課長	三原 三千夫

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会議務局長	楠田 匡志
議会議務局書記	徳本 敏子

令和6年松前町議会第2回定例会

議事日程表

No.1

	令和6年6月11日(火)	午前9時30分	開議
		開会	
日程第1	町長挨拶並びに諸般の報告		
		開議	
日程第2	会議録署名議員の指名		
日程第3	会期の決定		
日程第4	報告第1号	令和5年度松前町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	
上程	報告	質疑	
日程第5	報告第2号	令和5年度松前町水道事業会計予算繰越計算書の報告について	
上程	報告	質疑	
日程第6	報告第3号	令和5年度松前町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について	
上程	報告	質疑	
日程第7	報告第4号	令和5事業年度松前町土地開発公社収支決算及び令和6事業年度松前町土地開発公社事業計画の報告について	
上程	報告	質疑	
日程第8	議案第37号	専決処分の承認を求めることについて(松前町税条例の一部を改正する条例(専決第2号))	
上程	提案理由説明	質疑 討論 採決	
日程第9	議案第38号	専決処分の承認を求めることについて(松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例(専決第3号))	
上程	提案理由説明	質疑 討論 採決	
日程第10	議案第39号	松前町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	
上程	提案理由説明	質疑 委員会付託(総務産業建設)	
日程第11	議案第40号	松前町税条例の一部を改正する条例	
上程	提案理由説明	質疑 委員会付託(総務産業建設)	
日程第12	議案第41号	松前町立認定こども園条例	
上程	提案理由説明	質疑 委員会付託(文教厚生)	

日程第13	議案第42号	松前町中小企業振興基本条例
上程	提案理由説明	質疑 委員会付託（総務産業建設）
日程第14	議案第43号	松前町中小企業振興資金融資条例
上程	提案理由説明	質疑 委員会付託（総務産業建設）
日程第15	議案第44号	松前町下水道条例の一部を改正する条例
上程	提案理由説明	質疑 委員会付託（総務産業建設）
日程第16	議案第45号	松前町水道事業の水道の布設工事監督者を配置する対象工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例
上程	提案理由説明	質疑 委員会付託（総務産業建設）
日程第17	議案第46号	議決事項の一部変更について（財産の譲与）
上程	提案理由説明	質疑 委員会付託（総務産業建設）
日程第18	議案第47号	町有地の処分について
上程	提案理由説明	質疑 委員会付託（文教厚生）
日程第19	議案第48号	令和6年度松前町一般会計補正予算（第1号）
上程	提案理由説明	質疑 委員会付託（予算決算）
日程第20	議案第49号	令和6年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
上程	提案理由説明	質疑 委員会付託（予算決算）
日程第21	議案第50号	令和6年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
上程	提案理由説明	質疑 委員会付託（予算決算）
日程第22	議案第51号	令和6年度松前町介護保険特別会計補正予算（第1号）
上程	提案理由説明	質疑 委員会付託（予算決算）

午前9時30分 開会

○議長（住田英次） ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、ただいまから令和6年松前町議会第2回定例会を開会します。

~~~~~

#### 日程第1 町長挨拶並びに諸般の報告

○議長（住田英次） 日程第1、町長挨拶並びに諸般の報告を行います。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 皆さん、おはようございます。

議長の御指名によりまして、御挨拶を申し上げます。

黄金色に輝いておりましたはだか麦の刈取りが終わった田んぼでは、緑鮮やかな田植のシーズンを迎えています。今年も、植えられた苗が順調に育ち、実り多い秋となることを心から願っております。

本日、令和6年松前町議会第2回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御参集をいただきありがとうございます。

本議会におきましては、令和6年度一般会計補正予算案をはじめ、当面する町政の諸案件について御審議いただくこととなっておりますので、適切な御議決を賜りますようお願い申し上げます。

さて、令和6年度の組織改正においては、財政課に新たに企画政策室を設け、昨年度まで総務課に設置していた企画政策係とDX推進係を統合した企画戦略係と財政課に設置していた統計電算係を配置しました。この企画政策室において、政策企画部門の機能強化とデジタル関連施策を一体的かつ効率的に進め、業務改革をより一層推進し、「生きる喜びあふれるまちまさき」の実現に向けて、5つの基本施策によるまちづくりをさらに積極的に推進してまいります。

また、今年の1月に発生した石川能登半島地震の支援につきましては、愛媛県被災地支援連携チームの一員として、これまでに12名の町職員が避難所運営の支援に当たりました。このうち、5月に実施した支援には、一般事務の女性職員が2名、本町では初めて県外の被災地支援に従事をいたしました。今後は、この経験を活かし、女性の視点も踏まえ、被災者に寄り添った避難所運営について研究を進めてまいりたいと思います。

それでは、令和6年第2回定例会の開会に当たり、提案しております各議案の説明に先立ち、諸般の報告を申し上げます。

初めに、第8分団消防詰所の完成について申し上げます。

西古泉、昌農内地区の消防団再編に伴い、新たな消防拠点として建設していた第8分団消防詰所が4月6日に完成いたしました。詰所には、耐震性のある防火水槽や停電時の発電機など、震災対応の救助資材も備わっており、防災拠点としての役割も期待されていま

す。

今後も、施設整備を計画的に進め、安全・安心なまちづくりに取り組んでまいります。

次に、姉妹都市交流について申し上げます。

4月19日から21日までの3日間、姉妹都市である北海道まつまえ町を表敬訪問いたしました。今年は、毎年恒例のさくらまつりの初日に訪れることができ、ソメイヨシノやナデ金など、早咲きの桜が数多く咲いていました。

また、さくらまつりの開会式の前には、昨年度実施した姉妹都市健康交流ウォーキングの表彰式が行われ、松前町の廣本徳明さんがグランドチャンピオンを受賞されました。

今後も、松前とまつまえ、両町の強みや特色を活かしながら、交流をより一層強めていきたいと考えております。

次に、防災対策について申し上げます。

先月19日、出水期を前に、町内の消防団員や自主防災組織など約300人が参加して、風水害による被害を最小限に食い止めるため、水防工法に係る技能の習得及び向上を目的として、水防工法訓練を実施いたしました。訓練では、消防団員の指導の下、自主防災組織の皆さんが土のう作りや土のう構築、ロープワーク訓練を行ったほか、消防団員は河川堤防の漏水対策として、月の輪工法や住居の床下等への浸水を防ぐ改良積み土のう工法等の訓練を実施し、水防工法技術の向上に取り組みました。

また、先月21日には、国、県、県警、消防署、消防団と共に町内の水害危険箇所の防災パトロールを実施いたしました。

今後も関係機関と連携し、防災・減災体制の強化を図るとともに、町民の皆様の災害時の備えに対する啓発に努め、持続可能な町の基盤整備として災害対応力の強化を進めたいと考えております。

以上が諸般の報告であります。

なお、本定例会には、報告案件4件、専決処分の承認2件、条例案件7件、予算案件4件、その他議決を求めるもの2件、合わせて19件の議案を提出しております。各議案の詳細につきましては、提案理由の中で御説明を申し上げたいと思います。何とぞ慎重に御審議の上、適切な御議決を賜りますようお願い申し上げます。挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（住田英次） 町長挨拶並びに諸般の報告を終わります。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（住田英次） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、松前町議会会議規則第125条の規定により、議長が指名をし

ます。

12番村井慶太郎議員、13番藤岡緑議員、以上両議員を指名します。

~~~~~

### 日程第3 会期の決定

○議長（住田英次） 日程第3、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、去る6月4日の議会運営委員会で協議の結果、本日から6月24日までの14日間と決定しました。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月24日までの14日間と決定しました。

~~~~~

日程第4 報告第1号 令和5年度松前町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について（上程、報告、質疑）

○議長（住田英次） 日程第4、報告第1号令和5年度松前町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

提出者の報告を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議案書5ページをお開きください。

報告第1号令和5年度松前町一般会計繰越明許費繰越計算書について報告いたします。地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものです。

内容につきましては、田中財政課長に説明させます。

○議長（住田英次） 田中財政課長。

○財政課長（田中志延） 報告第1号について補足して説明いたします。

議案書の7ページをお願いします。

令和5年度補正予算で繰越限度額の議決をいただいた一般会計繰越明許費について、令和6年度への繰越額が確定したことにより報告するものです。

なお、繰越計算書の金額の欄は補正予算で承認された限度額となっています。

初めに、2款1項総務管理費の庁舎管理は、駐車場改修工事で使用する製品の納入に時間を要したため、1,693万9,000円を繰り越しました。

次の3項戸籍住民基本台帳費の社会保障・税番号制度事務は、システム改修において要件定義の確定が遅れたため、1,079万1,000円を繰り越しました。

次の3款1項社会福祉費の2つの給付事業は、申請期限が8月までとなっているため、住民税非課税世帯は480万3,000円、均等割のみ課税世帯は2,144万4,000円を繰り越しまし

た。

次の4款1項保健衛生費の新型コロナウイルスワクチン接種は、ワクチン及びディープフリーザーの処分を行う必要があるため、18万1,000円を繰り越しました。

その下、3項上水道費の水道事業繰出金は、水道事業の浄水場整備事業の繰越しに伴い、3億1,440万円を繰り越しました。

次の7款2項道路橋りょう費の橋梁長寿命化修繕は、早急に修繕が必要な橋梁が確認され、修繕時期を前倒ししたため、1,141万2,000円を繰り越しました。

舗装長寿命化修繕は、町道筒井徳丸線の舗装補修について、追加となった国の補助金で事業化したため、3,100万円を繰り越しました。

続いて、5項都市計画費の松前駅前広場整備は、移転交渉に時間を要したため、3,990万7,000円を繰り越しました。

下水路等整備は、江川排水路改修について県との協議に時間を要したため、2,370万円を繰り越しました。

筒井地区雨水対策は、工事で使用する製品の納入に時間を要したため、1,102万1,000円を繰り越しました。

塩屋地区雨水対策は、土質試験及び配合計算に時間を要したため、3,491万1,000円を繰り越しました。

次の6項住宅費の公営住宅等長寿命化は、江川住宅の外壁改修において、アスベストの除去等に時間を要したため、9,700万円を繰り越しました。

次の9款3項中学校費の中学校営繕は、岡田中学校の空調更新について追加となった国の補助金で事業化したため、1,300万円を繰り越しました。

この結果、繰越限度額6億9,898万4,000円に対して、翌年度繰越額は6億3,050万9,000円となりました。

以上で補足説明を終わります。

○議長（住田英次） 提出者の報告を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

報告第1号を終わります。

~~~~~

日程第5 報告第2号 令和5年度松前町水道事業会計予算繰越計算書の報告について（上程、報告、質疑）

○議長（住田英次） 日程第5、報告第2号令和5年度松前町水道事業会計予算繰越計算

書の報告についてを議題とします。

提出者の報告を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議案書の9ページをお開きください。

報告第2号令和5年度松前町水道事業会計予算繰越計算書について報告いたします。

地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものです。

内容につきましては、住田上下水道課長に説明させます。

○議長（住田英次） 住田上下水道課長。

○上下水道課長（住田俊哉） 報告第2号について補足して説明いたします。

議案書11ページをお願いします。

令和5年度水道事業会計予算の繰越しにつきまして、令和6年度への繰越額が確定したことにより報告するものです。

1款1項建設改良費、第6次拡張事業、予算計上額は21億3,608万円、翌年度繰越額は14億5,947万4,000円です。内訳といたしましては、（仮称）松前町浄水場整備事業に係る工事が2件です。

繰越しの理由といたしましては、当該事業における国庫補助事業の交付金（厚生労働省）は令和5年度で終了し、令和6年度からは国土交通省の補助事業に移管されることから、令和6年度の当初補助事業の予算削減が予想され、当該事業に係る予算措置を前倒しで行ったため、繰越ししました。

以上で補足説明を終わります。

○議長（住田英次） 提出者の報告を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番村井慶太郎議員。

○12番（村井慶太郎議員） ちょっとお聞きしたいんですけど、この不用額、1,700万円ぐらい出とる。この不用額は、何で不用になったのか教えてください。

○議長（住田英次） 暫時休憩します。

午前9時44分 休憩

午前9時50分 再開

○議長（住田英次） 再開します。

住田上下水道課長。

○上下水道課長（住田俊哉） 失礼します。

この不用額1,717万4,551円は、主なものは、この第6次拡張事業の現場施工管理委託業務と電柱移転費のそれぞれの入札減少金等になっております。

以上です。

○議長（住田英次） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） これで質疑を終わります。

報告第2号を終わります。

~~~~~

日程第6 報告第3号 令和5年度松前町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について（上程、報告、質疑）

○議長（住田英次） 日程第6、報告第3号令和5年度松前町下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題とします。

提出者の報告を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議案書の13ページをお開きください。

報告第3号令和5年度松前町下水道事業会計予算繰越計算書について報告いたします。

地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものです。

内容につきましては、住田上下水道課長に説明をさせます。

○議長（住田英次） 住田上下水道課長。

○上下水道課長（住田俊哉） 報告第3号について補足して説明いたします。

議案書15ページをお願いします。

令和5年度下水道事業会計予算の繰越しにつきまして、令和6年度への繰越額が確定したことにより報告するものです。

初めに、1款1項管渠建設費、公共下水道管渠整備事業、予算計上額は1億円、翌年度繰越額は4,850万円です。内訳といたしましては、下水道管渠工事が1件です。

繰越しの理由といたしましては、掘削箇所地下水の影響により施行能率が低下し、不測の日数を要したため、繰越ししました。

次に、同じく1款1項管渠建設費、松前町公共下水道松前浄化センターの建設工事委託に関する協定、予算計上額は4,000万円、翌年度繰越額は1,700万円です。内訳といたしましては、電気設備工事が1件です。

繰越しの理由といたしましては、監視制御設備に必要な半導体の不足により、製品の製作に不測の日数を要したため、繰越ししました。

以上で補足説明を終わります。

○議長（住田英次） 提出者の報告を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番村井慶太郎議員。

○12番（村井慶太郎議員） また、度々悪いんですが、不用額がかなり出とるけど、これの理由は分かるんですか。

○議長（住田英次） 住田上下水道課長。

○上下水道課長（住田俊哉） これも先ほどと同じく入札減少金となっております。

○議長（住田英次） 12番村井慶太郎議員。

○12番（村井慶太郎議員） 多分そういう答弁かなと思うんやけど、これを見てみると、予算額1億円で入札減少金が、不用額が1,000万円出ていたら、1割になるんかな、1億円の1割やけん、1,000万円やわいね。ほいで、下の4,000万円に対して700万円の不用額ということは、これも大方2割ぐらいなのかな、これは入札減少金とは考えられん金額なんやけど、ただその一言で片づけてええんかなと思うんやけど、そこらは、何かほかにも要因があるんかなと思って聞いたんやけど、どないですか。

○議長（住田英次） 住田上下水道課長。

○上下水道課長（住田俊哉） この公共下水道管渠整備事業、この1億円につきましては、対象工事は複数ございまして、それぞれ複数工事がございまして、それらを合わせた入札減少金の額となっております。以上です。

（12番村井慶太郎議員「下は、下は」の声あり）

下は浄化センターの建設工事になりますけれども、これにつきましても入札減少金となっております。

○議長（住田英次） 12番村井慶太郎議員。

○12番（村井慶太郎議員） 3回目なんやろうけど、じゃあ入札減少金で1割、多分1割で減少金が出たんかなというところで、その下の4,000万円の工事に対して700万円の入減が出るじゃのいうんは、もう失格ペースの金額になるんやないですか、その入札業者が。20%で800万円でしょ、大方20%に近いぐらいやったら、これ入札したら失格にならないの。これで大丈夫なんですか。

○議長（住田英次） 住田上下水道課長。

○上下水道課長（住田俊哉） この浄化センターの建設工事につきましては、3か年の工事で予定しておりまして、合計で言いますと2億3,000万円ぐらいの工事で、今年度分につきまして4,000万円の予算になっておりますので、このような金額となっております。

（12番村井慶太郎議員「はい、よく分かりました」の声あり）

以上です。

○議長（住田英次） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） これで質疑を終わります。

報告第3号を終わります。

~~~~~

**日程第7 報告第4号 令和5事業年度松前町土地開発公社収支決算及び令和6事業年度松前町土地開発公社事業計画の報告について（上程、報告、質疑）**

○議長（住田英次） 日程第7、報告第4号令和5事業年度松前町土地開発公社収支決算及び令和6事業年度松前町土地開発公社事業計画の報告についてを議題とします。

提出者の報告を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議案書17ページをお開きください。

報告第4号令和5事業年度松前町土地開発公社収支決算及び令和6事業年度松前町土地開発公社事業計画について報告いたします。

地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものです。

内容につきましては、田中財政課長に説明をさせます。

○議長（住田英次） 田中財政課長。

○財政課長（田中志延） 報告第4号について補足して説明いたします。

議案書の20ページをお願いします。

初めに、令和5事業年度の決算について御説明いたします。

1番、概要の土地造成事業ですが、令和5事業年度は洪水影響調査、土地評価、水質調査を行いました。

次に2番、理事会の議決事項は記載のと通りの3件です。

次のページをお願いします。

3番、役員に関する事項及び4番、行政官庁認可事項は、それぞれ記載のとおりとなっています。

続いて、次の22ページからは、公社の決算状況になります。

まず、(1)収益的収入及び支出ですが、令和5事業年度の収入は、1款1項の県からの補助金44万3,000円と、2款1項の受取利息の2,619円で、合計44万5,619円です。

次に、支出は1款1項販売費及び一般管理費の決算額が3万7,680円で、理事会及び幹事会の開催に係る経費です。

次の2款1項予備費の支出はありませんでしたので、支出合計は3万7,680円でした。

次のページをお願いします。

(2)資本的支出は、先ほど説明しました洪水影響調査、土地評価、水質調査に係る費用で、合計262万5,040円です。

次の24ページと25ページが明細書になっておりますので、御参照ください。

続いて、26ページをお願いします。

これは損益計算書で、公社の経営成績を明らかにするものです。

まず、Ⅰ、事業収益は補助金等収益の44万3,000円、Ⅱ、事業原価は該当がなく、事業総利益は44万3,000円です。

次に、販売費及び一般管理費は3万7,680円で、同額が事業損失になります。

次に、事業外収益は受取利息で2,619円、Ⅴ、事業外費用は該当がありません。

この結果、40万7,939円が経常利益となり、当期純利益も同額となりました。

続いて、27ページをお願いします。

事業年度末における貸借対照表で、公社の財政状態を明らかにするものです。

まず、左側の資産の部では、Ⅰ、流動資産のうち現金及び預金が927万9,937円、開発中土地が5,803万1,906円で、合計は6,731万1,843円です。

続いて、右側の負債の部です。

Ⅰ、流動負債の未払金は、3月の最終週に開催した理事会の費用弁償の支払いが4月になったものです。

Ⅱ、固定負債は、事業資金として借り入れている長期借入金で、負債合計は5,264万円になります。

次に、資本の部です。

Ⅰ、資本金は、松前町からの出資金500万円です。

Ⅱ、準備金は、前期繰越準備金の926万3,904円に当期純利益の40万7,939円を加えた967万1,843円となり、この結果、資本合計は1,467万1,843円、また負債資本合計は6,731万1,843円となり、左側の資産合計の額と一致します。

次のページをお願いします。

キャッシュ・フロー計算書です。

これは、事業年度における現金及び現金同等物の動きを活動区分ごとに整理したもので、期間中の現金等の増減と期末残高を示すものです。

なお、現金同等物は、定期預金について満期日が3か月以内のものを対象としているため、Ⅵ、現金及び現金同等物期末残高と先ほど説明した貸借対照表の現金及び預金との額は一致していません。

続いて、30ページをお願いします。

こちらは財産目録で、公社が保有する資産と負債を整理したもので、先ほど説明しました貸借対照表にある財産の関係を再度掲載したものです。

続いて、31ページからが附属明細表で、ここまで説明しました書類の参考資料となりますので、御参照ください。

次に、37ページをお願いします。

決算審査意見書を添付しています。

当決算につきましては、4月22日に土地開発公社の監事による監査を実施し、その後5月17日に理事会を開催して決算認定を受けております。

決算については以上で、次に事業計画について御説明しますので、40ページをお願いします。

令和6事業年度当初予算における事業は造成の設計と上水道の設計で、事業費は7,170万円です。

次に、42ページをお願いします。

こちらは土地開発公社の当初予算書ですので、御参照ください。この事業計画は、3月25日に開催した理事会において議決されております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（住田英次） 提出者の報告を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

報告第4号を終わります。

~~~~~

日程第8 議案第37号 専決処分の承認を求めることについて（松前町税条例の一部を改正する条例（専決第2号））（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

○議長（住田英次） 日程第8、議案第37号専決処分の承認を求めることについて（松前町税条例の一部を改正する条例（専決第2号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議案書の47ページをお開きください。

議案第37号について提案理由を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律及び地方税法等の一部を改正する法律が公布され、施行されることに伴い、松前町税条例を緊急に改正する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により、松前町税条例の一部を改正する条例を専決第2号として別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

内容につきましては、塩梅税務課長に説明をさせますので、御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○議長（住田英次） 塩梅税務課長。

○税務課長（塩梅敬介） 議案第37号専決第2号について補足して説明いたします。

議案書は49ページから改正条例を、参考資料は5ページから概要を記載しております。

今回の改正は令和6年度税制改正によるもので、地方税法の一部を改正する法律及び地方税法等の一部を改正する法律が公布され、松前町税条例の一部を緊急に改正する必要性が生じたため、令和6年4月1日から施行する必要がある改正部分について専決処分を行いました。御報告し、承認を求めるものです。

参考資料のほうで改正の概要を説明いたします。

参考資料の5ページをお願いします。

主な改正の表のうち、2段目から4段目の第51条、第71条、第139条の3は、町民税、固定資産税、特別土地保有税の減免についてそれぞれ規定していますが、今回、職権による減免を可能とする規定を追加する改正です。

次に、5段目、附則第5条の2では、令和6年に発生した能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例に係る規定を新設する改正です。

次に、6段目の附則第7条の6から6ページ1段目、附則第7条の9までは、令和6年度分、令和7年度分の個人町民税の特別税額控除に係る規定を新設する改正で、次の段の附則第8条及び7ページ1段目の附則第16条の3から最後尾の附則第20条の3までの改正は、新設された個人町民税の特別税額控除に対するための読替規定を追加する改正です。

次に、6ページに戻っていただき、3段目、附則第10条の2の改正は、わがまち特例の割合を定める規定で、再生可能エネルギー発電設備のうち、一定のバイオマス発電設備の課税標準と都市再生特別措置法に規定する一体型滞在快適性等向上事業により整備した固定資産の課税標準の特例を定める規定の新設です。

次の附則第10条の3の改正は、認定長期優良住宅に係る特例について、申告書の提出がない場合でも一定の要件に該当すると認められる場合には特例を適用することができる規定を新設します。

次に、5段目から9段目、附則第11条から附則第15条までの改正は、令和6年度が評価替えの年に当たり、価格の変動に伴う固定資産税の負担の激変を緩和するため、令和6年度から令和8年度までの負担調整を3年間延長する改正です。

このほか、地方税法等の一部改正に伴い、条例が引用している地方税法の条文の変更等、規定の整備について所要の改正を行っています。

なお、この条例の施行日は令和6年4月1日です。

また、議案書75ページの附則第2条において、経過措置を規定しています。

以上で議案第37号の補足説明を終わります。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第37号を承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、本案は承認することに決定しました。

~~~~~

日程第9 議案第38号 専決処分の承認を求めることについて(松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例(専決第3号))(上程、提案理由説明、質疑、討論、採決)

○議長(住田英次) 日程第9、議案第38号専決処分の承認を求めることについて(松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例(専決第3号))を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長(田中浩介) 議案書の77ページをお開きください。

議案第38号について提案理由を申し上げます。

令和6年3月30日に地方税法施行令の一部を改正する政令が公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、松前町国民健康保険税条例を緊急に改正する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により、松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決第3号として別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

内容につきましては、塩梅税務課長に説明をさせますので、御審議の上、適切に御承認いただきますようお願いいたします。

○議長(住田英次) 塩梅税務課長。

○税務課長(塩梅敬介) 議案第38号専決第3号について補足して説明いたします。

議案書は79ページから改正条例を、参考資料は9ページに概算を記載しております。

今回の改正は、令和6年度税制改正によるもので、地方税法施行令等の一部を改正する

政令が公布され、令和6年4月1日に施行されることから、松前町国民健康保険税条例の一部を緊急に改正する必要が生じたため、専決処分を行いました。御報告し、承認を求めらるるものです。

議案書のほうを御覧ください。

今回の改正は、第2条では、課税限度額のうち後期高齢者支援金等課税額の限度額を22万円から24万円に引き上げる改正を行っています。

次に、第23条では、第2条の改正に伴う改正と、低所得者に対する国民健康保険税の軽減の対象となる所得の基準について、5割軽減では軽減基準額を29万円から29万5,000円に、2割軽減では軽減基準額を53万5,000円から54万5,000円に引き上げる改正を行っています。

なお、この条例は令和6年4月1日から施行となり、令和6年度分以後の国民健康保険税から適用となります。

以上で議案第38号の補足説明を終わります。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第38号を承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は承認することに決定しました。

~~~~~

日程第10 議案第39号 松前町職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））

○議長（住田英次） 日程第10、議案第39号松前町職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議案書の81ページをお開きください。

議案第39号について提案理由を申し上げます。

異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある現場において、応急作業等に従事する職員に対し災害応急作業等手当を支給するため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、大川総務部長に説明をさせますので、御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○議長（住田英次） 大川総務部長。

○総務部長（大川康久） それでは、議案第39号について補足して説明いたします。

議案書は81ページからですが、参考資料で御説明いたします。

参考資料11ページを御準備ください。

今回の改正は、国の人事院規則に準じ、甚大な被害を伴う自然災害が発生若しくは発生するおそれがある際に、その現場で応急作業等に従事する職員に対する手当を支給するため、所要の改正を行うものです。

内容については、2の改正の概要を御覧ください。

支給対象となる作業は、重大な災害が発生若しくは発生するおそれがある現場において行う巡回監視や応急作業と、その応急作業に必要な災害状況の調査になります。

支給額は、作業に従事した日1日につき730円を超えない範囲とし、夜間に行われる業務に対しては支給額の100分の50の額を加算するほか、著しく危険な区域での業務に対しては支給額の100分の100の額を加算することとしています。

なお、この条例は公布の日から施行し、改正後の規定は令和6年1月1日から適用することとします。

以上で議案第39号の補足説明を終わります。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第39号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに決定しました。

~~~~~

日程第11 議案第40号 松前町税条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、  
質疑、委員会付託（総務産業建設））

○議長（住田英次） 日程第11、議案第40号松前町税条例の一部を改正する条例を議題と  
します。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議案書の83ページをお開きください。

議案第40号について提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律により地方税法の一部が改正されることに伴い、語  
句、引用条文等の改正を行うため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、大川総務部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願  
いいたします。

○議長（住田英次） 大川総務部長。

○総務部長（大川康久） それでは議案第40号について補足して説明をいたします。

議案書83ページを御準備ください。

この条例は、地方税法等の一部を改正する法律の公布により地方税法の一部が改正され  
ることに伴い、松前町税条例の規定の整備を図るため、所要の改正を行うものです。

議案書83ページから86ページの新旧対照表上の改正前、改正後の下線部について、地方  
税法の一部改正に伴い、語句や引用条文等についてそれぞれ改めます。

なお、参考資料13ページに主な改正概要について一覧にして示しておりますので、後ほ  
ど御参照ください。

この条例の施行は議案書86ページの附則第1項の当該各号に定める日から施行すること  
とします。

また、町民税に関する経過措置として、附則第2項により取り扱うこととしています。

以上で議案第40号の補足説明を終わります。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第40号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに決定しました。

~~~~~

日程第12 議案第41号 松前町立認定こども園条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（文教厚生））

○議長（住田英次） 日程第12、議案第41号松前町立認定こども園条例を議題とします。提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議案書の89ページをお開きください。

議案第41号について提案理由を申し上げます。

令和6年度末をもって松前町立松前幼稚園を廃止し、令和7年度から松前町立認定こども園まさき幼稚園を設置するため、新たに制定をするものです。

内容につきましては、住田教育委員会事務局長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（住田英次） 住田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（住田民章） 議案第41号について補足して説明をいたします。

議案書89ページを御覧ください。

第1条で、就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援を総合的に行うため、地方自治法の規定に基づき、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する認定こども園として、松前町立認定こども園を設置することとしています。

第2条で、認定こども園の類型は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき、内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準に規定する幼稚園型認定こども園とすることとし、第3条で、名称を認定こども園まさき幼稚園、位置を前の松前幼稚園舎がある松前町大字北黒田966番地2、定員を90人とすることとしています。

第5条で、教育認定子どもの教育時間は午前9時から午後2時まで、次の90ページにかけて、満3歳以上保育認定子どもの保育時間は、保育標準時間認定については午前7時30分から午後6時30分まで、保育短時間認定については午前8時30分から午後4時30分までとすることとしています。

第7条で、認定こども園に入園できる者を、小学校就学の始期3年前から小学校就学の始期に達するまでの子どもとしています。

次の91ページです。

第11条及び第12条で、在籍している教育認定子どもに対し、児童福祉法に規定する一時

預かりを行うこと、一時預かり料の額は時間30分当たり50円とすることとし、第13条及び、次の92ページですが、第14条で、在籍している保育認定子どもに対し、子ども・子育て支援法に規定する時間外保育を行うこと、時間外保育料の額は一時預かり料の規定を準用し、同額の時間30分当たり50円とすることとしています。

なお、附則においてこの条例は令和7年4月1日から施行すること、松前町立幼稚園設置条例は廃止すること、条例の施行に伴い、松前町教育委員会職員給与条例その他関係する条例について、施設名称の変更等必要な改正を行うこととしています。

以上で説明を終わります。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第41号を所管の文教厚生常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の文教厚生常任委員会へ付託することに決定しました。

ここで10時40分まで休憩いたします。

午前10時26分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（住田英次） 再開いたします。

~~~~~

**日程第13 議案第42号 松前町中小企業振興基本条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））**

○議長（住田英次） 日程第13、議案第42号松前町中小企業振興基本条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議案書の95ページをお開きください。

議案第42号について提案理由を申し上げます。

中小企業が本町の経済及びまちづくりにおいて重要な役割を担っていることに鑑み、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって本町経済の健全な発展及び町民生活の向上に寄与することを目的として、中小企業の振興に関する基本理念及び基

本方針を定めるとともに、町の責務等を明らかにするため、新たに制定をするものです。

内容につきましては、渡部産業建設部長に説明させますので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（住田英次） 渡部産業建設部長。

○産業建設部長（渡部博憲） それでは議案第42号について補足して御説明いたします。

議案書95ページを御覧ください。

この条例は、中小企業の振興に関する基本理念及び基本方針を定めるとともに、町の責務などを明らかにするため、新たに制定するものです。

議案書95ページから99ページをお願いします。

前文では、条例を制定する背景、中小企業が果たしている役割やその重要性、町の中小企業に対する姿勢など、条例全体の考え方を示しています。

第1条では目的を、第2条では定義を、第3条では中小企業の振興は国、県、町、中小企業関係団体、金融機関など及び学校の相互連携並びに町民の協力を基本として推進されるものとした基本理念を定め、第4条では基本理念にのっとり、中小企業の振興に関する施策を実施するための基本方針を規定しています。

第5条では、町は中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に実施するとして町の責務を規定し、第6条では中小企業者の努力を、第7条から第10条までは大企業者、中小企業関係団体、金融機関等、学校の役割を規定しています。

第12条では、松前町中小企業振興審議会の位置づけを改めて定めております。

なお、附則においてこの条例は令和6年7月1日から施行すること、条例の制定に伴い、松前町執行機関の附属機関設置条例の一部を改正することとしています。

以上で議案第42号の補足説明を終わります。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第42号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに決定しました。

~~~~~

日程第14 議案第43号 松前町中小企業振興資金融資条例（上程、提案理由説明、質

疑、委員会付託（総務産業建設）

○議長（住田英次） 日程第14、議案第43号松前町中小企業振興資金融資条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議案書の101ページをお開きください。

議案第43号について提案理由を申し上げます。

松前町中小企業振興資金の融資制度を創設し、中小企業者に対する資金の融通の円滑化を図るため、新たに制定をするものです。

内容につきましては、渡部産業建設部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（住田英次） 渡部産業建設部長。

○産業建設部長（渡部博憲） それでは議案第43号について補足して御説明いたします。

議案書101ページを御覧ください。

この条例は、松前町中小企業振興資金の融資制度を創設し、松前町内の中小企業者の事業経営に必要な資金の融通の円滑化を図り、もって中小企業の振興に寄与するとともに、町経済の活性化に資することを目的として新たに制定するものです。

議案書101ページから104ページをお願いします。

第1条では目的を、第2条では定義を、第3条では融資の対象者が満たすべき全ての要件を規定しています。

第4条から第6条では、融資の条件として、資金の用途は運転資金または設備資金とすること、融資の上限を500万円までとすること、融資期間を60月以内とすることを規定しています。

第8条では、融資枠並びに資金の融資の利率、信用保証料及び返済方法について、町、協会及び取扱金融機関との間で締結する協定で定めることとし、第9条では申請者、町、協会、取扱金融機関との間の融資の手続を規定しています。

なお、この条例は令和6年7月1日から施行いたします。

以上で議案第43号の補足説明を終わります。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第43号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに決定しました。

~~~~~

日程第15 議案第44号 松前町下水道条例の一部を改正する条例(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(総務産業建設))

○議長(住田英次) 日程第15、議案第44号松前町下水道条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長(田中浩介) 議案書の105ページをお開きください。

議案第44号について提案理由を申し上げます。

常駐・専任規制及び届出規定の見直しを行うほか、下水道法施行令の一部を改正する政令により下水道法施行令の一部が改正されたことに伴い、規定の整備を図るため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、渡部公営企業部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(住田英次) 渡部公営企業部長。

○公営企業部長(渡部博憲) それでは議案第44号について補足して御説明いたします。

議案書105ページを御覧ください。

今回の改正は、常駐・専任規制及び届出規定の見直しを行うほか、関係政令により下水道施行令の一部が改正されたことに伴い、町条例で引用する箇所での所要の改正を行うものです。

105ページから108ページをお願いします。

表の右が改正前、左が改正後になります。

内容につきましては、現在国が進めるデジタル社会の実現に向けた構造改革に関するアナログ規制の見直しにより、下水道排水設備工事の責任技術者について、専属から専任へ、また県内の営業所で技術者の兼任ができるように改めるほか、指定工事店や専任技術者の登録や変更に関する届出の規定について改正するものです。

また、下水道法施行令の一部改正に伴い、下水道の除害施設における排水基準の項目について、大腸菌群数を大腸菌数に改正します。

なお、この条例は公布の日から施行いたします。

ただし、第21条の改正規定は、令和7年4月1日から施行いたします。

以上で議案第44号の補足説明を終わります。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第44号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに決定しました。

~~~~~

日程第16 議案第45号 松前町水道事業の水道の布設工事監督者を配置する対象工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））

○議長（住田英次） 日程第16、議案第45号松前町水道事業の水道の布設工事監督者を配置する対象工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議案書の109ページをお開きください。

議案第45号について提案理由を申し上げます。

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令により水道法施行規則の一部が改正され、水道の管理に関する講習を行う者の登録に関する権限が厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管されたため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、渡部公営企業部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（住田英次） 渡部公営企業部長。

○公営企業部長（渡部博憲） それでは議案第45号について補足して御説明いたします。

議案書109ページを御覧ください。

今回の改正は、関係省令により水道法施行規則の一部が改正され、権限が労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管されたため、町条例で引用する箇所の変更を行う

ものです。

内容につきましては、議案書109ページ、表の右、改正前の第4条第5号中の下線部、厚生労働大臣を表の左、国土交通大臣及び環境大臣に改めるものです。

なお、この条例は公布の日から施行いたします。

以上で議案第45号の補足説明を終わります。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第45号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに決定しました。

~~~~~

日程第17 議案第46号 議決事項の一部変更について（財産の譲与）（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））

○議長（住田英次） 日程第17、議案第46号議決事項の一部変更について（財産の譲与）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議案書の111ページをお開きください。

議案第46号について提案理由を申し上げます。

松前町が所有している上高柳集会所の土地を譲与することについて、令和6年3月13日議決議案第21号財産の譲与についてで議決を受けた譲与財産の所在地番の錯誤が判明したため、地番変更するに当たり、議会の議決を求めるものです。

内容につきましては、渡辺町民課長に説明をさせますので、御審議のほどよろしく願います。

○議長（住田英次） 渡辺町民課長。

○町民課長（渡辺 司） 議案第46号について補足して御説明をいたします。

議案書111ページをお願いいたします。

認可地縁団体上高柳自治会が上高柳集会所の建て替えを行うため、令和6年3月13日議決議案第21号財産の譲与についてで議決をいただきました集会所用地の所在地番の錯誤が

判明いたしましたので、内容を一部変更し、議会の議決を求めるものです。

変更前の地番は、伊予郡松前町大字上高柳273番2及び伊予郡松前町大字上高柳273番3、変更後の地番は、伊予郡松前町大字上高柳237番2及び伊予郡松前町大字上高柳237番3です。

なお、変更前の所在地番関係者には内容の一部変更について御説明をし、御了解をいただいております。

以上で議案第46号の補足説明を終わります。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第46号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに決定しました。

~~~~~

日程第18 議案第47号 町有地の処分について（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（文教厚生））

○議長（住田英次） 日程第18、議案第47号町有地の処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議案書の113ページをお開きください。

議案第47号について提案理由を申し上げます。

町有地を特別養護老人ホーム鶴寿荘及び軽費老人ホームケアハウスひまわり苑の敷地として社会福祉法人鶴寿会に売却することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものです。

内容につきましては、佐藤福祉課長に説明をさせますので、御審議のほどよろしく願います。

○議長（住田英次） 佐藤福祉課長。

○福祉課長（佐藤真一） それでは議案第47号について補足して説明いたします。

議案書113ページ、参考資料は27ページをお願いいたします。

議案書の113ページを御覧ください。

売却する土地は、1にありますとおり、伊予郡松前町大字鶴吉字神取635番1の宅地、5801.57平米です。当該土地は、平成6年8月1日から令和6年7月31日までの30年間、社会福祉法人鶴寿会と町との間で土地無償貸与契約を締結し、特別養護老人ホーム鶴寿荘及びケアハウスひまわり苑の用地として使用しており、今後もそれ以外の用途が見込まれないため、売払いを行うものです。

売払いの方法は随意契約、売払価格は8,700万円、契約の相手方は伊予郡松前町大字鶴吉635番地1、社会福祉法人鶴寿会理事長小澤宏です。

以上で説明を終わります。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第47号を所管の文教厚生常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の文教厚生常任委員会へ付託することに決定しました。

~~~~~

日程第19 議案第48号 令和6年度松前町一般会計補正予算（第1号）（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（予算決算））

日程第20 議案第49号 令和6年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（予算決算））

日程第21 議案第50号 令和6年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（予算決算））

日程第22 議案第51号 令和6年度松前町介護保険特別会計補正予算（第1号）（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（予算決算））

○議長（住田英次） 日程第19、議案第48号令和6年度松前町一般会計補正予算第1号、日程第20、議案第49号令和6年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第1号、日程第21、議案第50号令和6年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号及び日程第22、議案第51号令和6年度松前町介護保険特別会計補正予算第1号の4件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 予算の議案書の5ページをお開きください。

議案第48号から議案第51号までについて一括して提案理由を申し上げます。

いずれの予算も地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

予算の議案書5ページをお開きください。

議案第48号令和6年度松前町一般会計補正予算第1号は、既定の歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ8億8,212万5,000円を追加し、総額を136億9,126万3,000円とするものです。

以下、補正予算の主要事項について参考資料により説明をいたします。

参考資料の31ページをお開きください。

まず、安全・安心な生活環境づくりでは、消防の充実のため、消防団員の活動及び訓練時の熱中症対策に必要な備品を購入いたします。

また、町民の交流を促進し、コミュニティ活動の活性化を図るため、地域のコミュニティ活動に必要な備品整備に対して助成を行います。

次に、笑顔で暮らせる健康づくりでは、子育て支援の充実のため、令和6年10月分から児童手当の制度が拡充されることから、不足する児童手当と準備に必要な費用を計上いたします。

また、予防接種の健康被害者を救済するため、新型コロナワクチン接種による健康被害が認定された方々に対して、予防接種健康被害給付金を支給いたします。

社会保障の充実では、物価高騰の負担が大きい低所得者世帯の負担軽減を図るため、令和6年度から新たに住民税非課税又は均等割のみ課税となる世帯に対して給付金を給付し、生活や暮らしの支援を行います。

また、定額減税において、定額減税で減税しきれないと見込まれる方に対し、定額減税しきれない差額分を補足するための給付金を支給します。

次に、豊かな心を育む人づくりでは、松前幼稚園の幼稚園型認定こども園への移行に向けた園舎の増築と改修工事について、材料費の価格高騰や工事内容に変更が生じたことにより工事費が当初の見込みを上回ることから、必要な費用を追加計上します。

また、老朽化した文化センターの改修工事について、今後実施を予定している第2期工事に向けて町民の意見を反映させるため、文化センター在り方検討会を開催します。

そのほか、松前町都市公園条例の一部改正により、松前公園の夜間照明料金の単価が変更されたことに伴い生じる施設使用料の減収分を指定管理委託料に反映させるため、必要となる費用を追加計上します。

次に、活力あふれるにぎわいづくりでは、農業生産基盤整備の推進のため、梅檀投水路の補修工事を土地改良事業として実施します。

また、中小企業の振興のため、松前町中小企業振興資金の融資制度を創設し、融資資金の信用保証料を補給します。

次に、快適で暮らしやすい基盤づくりでは、老朽化が進む橋梁や舗装について、予防保全型の維持管理を行うことによりトータルコストの縮減と長寿命化を図るため、橋梁長寿命化修繕計画を策定するほか、橋梁の点検や修繕工事、舗装の補修工事や通学児童の安全確保のための町道改修を行います。

また、南黒田工業団地の整備を推進するため、アクセス道路となる町道東181号線の整備を行います。

このほか、人事異動に伴う人件費の補正を行います。

なお、補正予算の財源としましては、国・県支出金や地方債等の特定財源が8億376万3,000円の増、一般財源が7,836万2,000円の増となっております。

次に、予算の議案書39ページをお開きください。

議案第49号令和6年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第1号は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ65万2,000円を減額し、総額を30億2,453万1,000円とするものです。

続いて、予算の議案書55ページをお開きください。

議案第50号令和6年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ687万4,000円を追加し、総額を6億3万1,000円とするものです。

続いて、予算の議案書69ページをお開きください。

議案第51号令和6年度松前町介護保険特別会計補正予算第1号は、既定の保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ16万8,000円を減額し、総額を29億7,895万6,000円とし、既定の介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万円を追加し、総額を1,956万9,000円とするものです。

以上が各会計の補正予算の概要であります。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

議案第48号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番村井慶太郎議員。

○12番（村井慶太郎議員） 今の説明の中で、多分体育館の電気代の補正が出ると思うんやけど、100万円か。その根拠いうんはあるんですか。前年度と比べましたよ、前年度と比べて電気代がこれだけ上がったけん、これだけ要求しますよというその対比みたいなんがあつてこそそのあれなんやけど、要求があるんかないんかというんと、その金額の根拠を教えてください。

○議長（住田英次） 三原社会教育課長。

○社会教育課長（三原三千夫） 松前公園の夜間照明の利用料金のほうですが、昨年度分は3月の補正予算で給付させていただきました。昨年度は実績が3月で出ましたので、その実績額に基づいて、今年度も夜間照明の使用料の収入のほうで、料金改定をしましたものの、一番安い照明料金を利用者が選択されて使われております。それで使用料の収入が指定管理者の運営のほうを圧迫しておりますので、今年度はあらかじめこの段階で補正計上させていただくこととさせていただいております。

○議長（住田英次） 12番村井慶太郎議員。

○12番（村井慶太郎議員） じゃあ、僕の勘違いで、僕は電気代の高騰があつて、あれだけの電気量を使うもんで、電気代の負担をするのかなと思ひよったんよ。今まで、安いときと、今、電気代が高くなって、その差額で電気代の負担分を増加して100万円かなと思つたら、ただ照明代だけ、全体の電気代というんは見てくれへんの。どんなですか。

○議長（住田英次） 三原社会教育課長。

○社会教育課長（三原三千夫） 電気代の補償につきましては、指定管理を公募した際の仕様書のほうで電気代等光熱水費の料金の変更については指定管理者の負担というような形で仕様書のほうに定めておりますので、電気代の上昇分については補償の対象とはいたしません。が、条例等の改正による減収分につきましては町のほうに負担というような形で仕様書のほうを取り交わしております。それに基づいて、条例改正に伴って減収となったものにつきましては、今回補償の対象として補正計上させていただいております。

○議長（住田英次） 12番村井慶太郎議員。

○12番（村井慶太郎議員） 今の答弁を聞きよりますと、仕様書に書いとるけん電気代の負担分がないんじゃということやけど、工事でも何でも、原材料の高騰、何じゃかんじゃ言うてその金額も上がってきよらいね。ほな、今指定管理を、僕はしていただいとるんよ。ほで、実態いうたら赤字なんよ。毎年赤字。うん、毎年赤字が続いとるんよ。ほで、合併したときに、合併か、図書館のほうと文化センターと合併してから、1,500万円の補助をのけられて、利益が1,500万円出とるのに1,500万円のけられて、今電気代が高騰しとんで、電気代分が大体赤字なんで、本社も赤字は認めてくれとるんやけど、今の課長が言うた、仕様書に書かれとると言うんやけど、協定書には、一番最初に協定を組んだんやね、協定。協定書にはそんなこと書かれてないんで、お互いがお話しもって、そのときの状況に合わせてやりましょねというんが協定書の中身。その後、仕様書というんが出てきたんやけど、仕様書の中身にはそれは書いてない。でも、協定書のほうに僕はちょっと上というか、協定書を基本でやっていくんがほうかなと思ふんやけど、ほつたら何ぼ電気代上がっても松前町知らんですよと、民間に負担かけるわけ。それが町行政のやり方。今、愛媛県でも、結構やっとなる業者は愛媛県内、高知県もやりよんや

けど、県からは全部出とんよね、差額分が。電気代の高騰分は、皆、県は見てくれとる。松前町だけがこうやって仕様書というて言われて、その協定書にはそんなこと書いてないよと。お互い話しおうてやりましようねということでやっとなやけど、これ全然もう見ませんみたいな、はっきり今言われたんやけど、そんなことってあるん。ちょっと町長にお伺いしたいんやけど、どないですか。

○議長（住田英次） 田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 今の回答についてお答えをいたします。

過去もコロナの交付金を使って増額分については補填した経緯がございます。

昨年度については、前年度ですね、行ってはいないと思います。

今年度、減収補填分は実施をいたしますが、今年度も同じように電気代が上がるが見込まれますので、また物価高騰対応などの国の交付金の動向も注視しながら、有効な財源を活用して、ない場合は町のほうとも協議を進めまして、支援のほうは考えてまいりたいと思います。

（12番村井慶太郎議員「はい、お願いします。ほうよ、せないかん。せんのはおかしいわい」の声あり）

○議長（住田英次） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第48号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託することに決定しました。

議案第49号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第49号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託することに決定しました。

議案第50号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第50号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託することに決定しました。

議案第51号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第51号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託することに決定しました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

これにて散会いたします。

午前11時15分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

松前町議会議長 住 田 英 次

松前町議会議員 村 井 慶 太 郎

松前町議会議員 藤 岡 緑



6月17日（第2号）

令和6年松前町議会第2回定例会会議録

令和6年6月17日第2回定例会は、松前町役場議場に招集された。

応招議員は、次のとおりである。

|          |          |           |
|----------|----------|-----------|
| 1番 重松知之  | 2番 池内邦仁  | 3番 池田幸子   |
| 4番 西村元一  | 5番 渡部恵美  | 6番 曾我部秀司  |
| 7番 住田英次  | 8番 田中周作  | 9番 城村トキ子  |
| 10番 影岡俊範 | 11番 稲田輝宏 | 12番 村井慶太郎 |
| 13番 藤岡 緑 | 14番 加藤博徳 |           |

不応招議員は、次のとおりである。

な し

出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、応招議員の14名である。

欠席議員は、次のとおりである。

な し

地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

|                |         |
|----------------|---------|
| 町 長            | 田 中 浩 介 |
| 副 町 長          | 徳 居 芳 之 |
| 教 育 長          | 足 立 一 志 |
| 総 務 部 長        | 大 川 康 久 |
| 保健福祉部長         | 早 瀬 晴 美 |
| 産業建設部長         | 渡 部 博 憲 |
| 出 納 局 長        | 仙 波 晴 樹 |
| 教育委員会<br>事務 局長 | 住 田 民 章 |
| 総 務 課 長        | 平 村 展 章 |
| 財 政 課 長        | 田 中 志 延 |
| 税 務 課 長        | 塩 梅 敬 介 |
| 危機管理課長         | 金 子 裕 之 |

|         |        |
|---------|--------|
| 町民課長    | 渡辺 司   |
| 福祉課長    | 佐藤 真一  |
| 保険課長    | 柏原 正   |
| 子育て支援課長 | 大西 雅弘  |
| 健康課長    | 渡部 直樹  |
| まちづくり課長 | 大政 邦弘  |
| 産業課長    | 山田 善仁  |
| 会計課長    | 田中 俊臣  |
| 会計課技監   | 永井 仁   |
| 上下水道課長  | 住田 俊哉  |
| 学校教育課長  | 金子 貴徳  |
| 社会教育課長  | 三原 三千夫 |

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

|             |       |
|-------------|-------|
| 議会事務局長      | 楠田 匡志 |
| 議会事務局<br>書記 | 徳本 敏子 |

令和6年松前町議会第2回定例会

議事日程表 No.2

|      |              |         |    |
|------|--------------|---------|----|
|      | 令和6年6月17日（月） | 午前9時30分 | 開議 |
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名   |         |    |
| 日程第2 | 一般質問（提出順位）   |         |    |

午前9時30分 開議

○議長（住田英次） ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（住田英次） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、松前町議会会議規則第125条の規定により、議長が指名をします。

14番加藤博徳議員、1番重松知之議員、以上両議員を指名します。

~~~~~

#### 日程第2 一般質問

○議長（住田英次） 日程第2、一般質問を行います。

質問者の順位は、通告書の提出順位により行います。

一般質問は、通告書で示された件名ごとに質問とそれに対する答弁をお願いいたします。

1番重松知之議員。

○1番（重松知之議員） 議員番号1番重松知之です。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、6月定例会に当たり、通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず1つ目は、役場内でのパワーハラスメント対策についてです。

以前の話ではありますが、松前町役場内において、いわゆる職場内のパワハラで休職に至った職員の方が何人かいるという話が内外から聞こえてきます。私自身も過去に職場においてひどいパワハラを受け、休職に追いやられた過去があります。しかし、社内の窓口は形骸化しており、実質どこにも相談場所がないという現状で、一人苦しんでおりました。パワハラに限らずあらゆるハラスメントにおいて厄介なのは、行ったほうには自覚がないということです。された側には何の責任もないのですが、それにより仕事を休まざるを得ない職員さんがいらっしゃるというのは、松前町にとって大きな損失なのではないでしょうか。

そこで、お尋ねします。

まず、職員間でパワハラがあった場合の相談窓口や再発防止に向けた取組はどうなっているのか。

続いて、休職している職員の方は何名いらっしゃるのか。また、そういった方々へのケアも非常に大事になってくるかと考えますが、どのようなケアをしていくのか。

以上、松前町としての取組をお尋ねいたします。

○議長（住田英次） 理事者の答弁を求めます。

大川総務部長。

○総務部長（大川康久） それでは、役場内でのパワーハラスメント対策についてお答えします。

国は、職場におけるパワーハラスメントについて、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより労働者の就業環境が害されるものであり、これらの要素を全て満たすものと定義づけています。

また、令和2年6月に施行された改正労働施策総合推進法では、職場におけるパワーハラスメントについて、事業主に防止措置を講じることが義務づけられています。

本町では、令和2年9月にハラスメント対策マニュアルを策定し、会計年度任用職員を含む全ての町職員に対し、ハラスメントの加害者や被害者にならないよう徹底しています。また、このマニュアルは、毎年4月、全職員に周知するほか、共用フォルダに保存して、職員がいつでも閲覧可能な状態にしています。

議員御質問の相談窓口は、内部相談窓口として総務課職員係、外部相談窓口として愛媛県人事委員会の2か所を設けています。内部相談窓口では、ハラスメント相談・苦情申出書の提出後、相談者及び相手方の双方からの聴き取りによる事実関係の確認、また相談者と相手方との間で事実関係に関する主張の不一致により事実確認が十分にできない場合は、第三者からの事実関係の聴き取りを行い、パワハラの有無について判断します。なお、外部相談窓口では、電話や面談による相談を行い、内容に応じて関係する制度の説明やアドバイスを行う内容となっています。

本町では、改正法の施行後から現在までの間に、申出書が提出された内部相談が3件ありました。このうち、相談者が相手方に対する事実確認を望まず、パワハラ有無の判断に至らなかった案件が2件、相談者と相手方双方に事実確認し、パワハラなしと判断した案件が1件だったことから、これまで本町ではパワハラ認定した案件はなく、そのため、再発防止に向けた取組事例はありません。

今後も職員に対する周知啓発や職員研修、ストレスチェックの組織分析などの予防策に取り組むほか、組織全体でハラスメントの加害者にも被害者にもならない風土づくりに努めてまいります。

次に、病気休職している職員数と休職している職員のケアについてお答えします。

本日現在、病気休職中の職員は2名いるものの、両名ともパワハラに起因する病気休職ではありません。また、休職に至った要因や経緯はそれぞれ異なることから、職員個々の状況に寄り添いながら、復職に向けたケアを行っています。

具体的には、職員が安心して療養に専念できるよう、休職中の給与や傷病手当金などの経済的補償、休職手続や休職可能期間、職場復帰支援の手順などの情報提供、また職場復

帰に向けては、定期的な連絡又は面会による状況確認、主治医の許可の下、短時間から試し出勤を調整するなどして支援を行っています。

引き続き、休職している職員が不安を抱えることなく安心して療養し、元気に職場復帰できるよう、職員の状況に寄り添いながら支援に努めてまいります。

以上です。

○議長（住田英次） 重松知之議員。

○1番（重松知之議員） 御答弁ありがとうございます。

パワハラによって休んでいる方がいらっしゃらないという実質データをいただいたんですが、なかなかですね、私、パワハラを受けたんで休みますって、相手方もいることだし、言いにくいところはあるかと思うんです。実態ベースで前町長時代と比べて働きやすくなったのか。分かりやすく言うと、風通しはよくなったのか、よくなりつつあるのか、そういう実態ベースでお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（住田英次） 徳居副町長。

○副町長（徳居芳之） 田中町長になり、職員から町長になったということで、若い職員にも気軽に声かけをしていただいたり、夜、職員が残ってたら、各課に回ったりして、職員との対話を重視した町政になっていると感じております。

以上です。

○議長（住田英次） 重松知之議員。

○1番（重松知之議員） 御答弁ありがとうございます。

役場内の雰囲気とか働きやすさというのは、やっぱり町長はじめ執行部の方々がつくっていくものだと強く感じております。働きやすい雰囲気をつくることにより仕事の効率も上がるでしょうし、松前町は働きやすいんだという感じが町内に伝わっていけば、よし、松前町に就職しようという有能な若者が増えていくと思います。結果、現町長のように、松前を新しい方向に変えてくれる後継者が現れるかもしれません。今後もよりよい職場になることを強く願ってやみません。

1つ目の質問は以上です。

続きまして、2つ目の質問に移ります。

小学生の登下校時の防犯対策について。

今年に入り、小学生の下校時を狙って、いわゆる声かけ事案が複数発生しているようです。小学生の力では、付け狙いなどをされますと、抵抗できません。そのような自分より力のない者に対しての卑劣な行為は断じて許されるべきではありません。小学生の登校時、下校時には、地域の見守り隊の方々はじめ、様々な視点で小学生を守っていると思いますが、相手方もさるもので、そういった見守りの方々のいない時間帯、場所等を狙って声かけをしているようです。小学生に限らず、町内で防犯に対する意識をますます高めて

いく必要がありますし、万一のことが起こった際に、すぐ対応できる体制を整えておかなければならないのではないかと考えております。

そこで、お尋ねいたします。

防犯カメラは犯罪への抑止効果が非常に高いと思われませんが、小学校、また小学生の登下校ルートでの設置状況はどうなっているのか。

続いて、小学生の登下校時に万一のことがあった際、どのような体制を取っていくのか。

以上をお尋ねいたします。

○議長（住田英次） 理事者の答弁を求めます。

足立教育長。

○教育長（足立一志） 小学校、小学生の登下校ルートの防犯カメラの設置状況についてお答えします。

各小学校の校舎等における防犯カメラの設置状況については、北伊予小学校は東門、中庭及び渡り廊下靴箱に各1台ずつの合計3台、岡田小学校は靴箱の天井部分に1台、松前小学校は正門に1台、中庭に2台の合計3台を設置しています。

小学生の登下校ルートにおける防犯カメラについては、通学路が町内全域に及び、広範囲にわたるため、教育委員会では設置していません。

次に、小学生の登下校時に万一のことがあった際についてお答えします。

小学生に限らず中学生を含め、登下校時に児童生徒に危険が及ぶおそれが生じた場合には、保護者、学校、教育委員会、警察、防犯関係ボランティア等、関係機関が連携して対応しています。

警察においては、交番や駐在所の警察官による監視活動やパトカーによる巡回パトロールを実施していただいております、防犯関係ボランティアにおいては、防犯相談所長、少年警察協助手、青色パトロール隊員及び青少年補導委員の方々に各地域で登下校時の見守り活動を実施していただいております。また、小学生の登下校時の交通事故防止対策として、交通安全協会の交通指導員の方々による交通指導を行っていただいております。

学校においては、保護者に対しメール等による防犯情報のお知らせや、下校時に危険が生じるとされる場合のお迎えの依頼を行うとともに、教員による巡回や見守りなども行っています。これらの活動については、日頃から関係機関が緊密に連携して実施しています。

このように、児童生徒に危険が及ぶ可能性がある場合には、教員も可能な範囲で巡回等の対応を行っていますが、文部科学省は、登下校に関する対応については基本的には学校以外が担うべき業務であるとしており、子どもたちを地域で育てる、地域で守るという観点から、学校・家庭や地域・企業等と関係機関が連携・協働して、子どもたちの健やかな

成長を支援できる体制づくりを一層進めていきたいと考えています。また、様々な機会を捉えて児童生徒や保護者に対し防犯についての啓発活動を行うことにより、防犯意識の向上を図り、小中学生の登下校時における事件・事故の防止に努めてまいります。

○議長（住田英次） 重松知之議員。

○1番（重松知之議員） 御答弁ありがとうございます。

せっかく設置していただいている防犯カメラなのですが、まだまだ少ないと感じております。私が一つ確認しているのは、XXXXXXXXXX防犯カメラがあると思うんですが、長らくダミー状態であることを確認しています。残念ながら声かけ事案などは、このダミー状態の防犯カメラの近くで起こっております。これでは全く防犯の意味をなしていないと思います。先ほど防犯カメラの設置状況をお聞きしたんですが、このようなダミー状態のカメラはほかにはありませんか、お尋ねいたします。

○議長（住田英次） 暫時休憩します。

午前9時46分 休憩

午前9時47分 再開

○議長（住田英次） 再開します。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 御質問の内容について回答いたします。

今現在確認したところ、ダミーの防犯カメラは、今、XXXXXXXXXX下に1か所のみということでございます。

XXXXXXXXXX下で議員が御指摘いただいた事案が発生したことは、こちらでも確認しておりまして、実際の防犯カメラを伊予署と連携して設置する予定でございます。

このほかにも登下校時などに死角になる場所、ボランティアさんに見守っていただいているんですけども、死角になる場所はあると思います。そういう場所が分かった場合には、伊予署の生活安全課とも連携して、防犯カメラの設置に向けて話を進めていきたいと考えております。

○議長（住田英次） 重松知之議員。

○1番（重松知之議員） 早速も設置していただけるということで、ありがとうございます。

聞いたところでは、この防犯カメラ、実際に設置に向けて、伊予警察署は松前町が電気代のみ負担するのであれば最初に設置してくれると提案したらしいんですが、最初、松前町はこれを拒否したと聞いていますが、これは事実でしょうか、御答弁願います。

○議長（住田英次） 田中浩介町長。

○町長（田中浩介） ただいまの御質問について回答いたします。

最初話が来たのがまちづくりの道路管理のほうでお話ございまして、防犯と違う部署

だったのでちょっと話がうまくかみ合ってございませんでした。その後、危機管理のほうにすぐつなぎまして、防犯対策として取り組むこととしました。

○議長（住田英次） 重松知之議員。

○1番（重松知之議員） ということであれば安心しました。

今後も事案が起こってから設置ということではなくて、例えば駅につけるとか、そういう公共の場で増やしていくことには、そんなに町民の方も抵抗ないのではないのかなと思いますので、そのような御検討もしていただければと思います。

以上です。

○議長（住田英次） 重松知之議員の一般質問を終わります。

6番曾我部秀司議員。

○6番（曾我部秀司議員） 6番曾我部秀司、議長のお許しをいただきましたので、一般質問させていただきます。

私、はだか麦プロジェクトについて質問させていただきたいんですが、これは令和4年度をもってプロジェクトとしては終了して、以後、通常業務の範囲で行っているようですが、あえて今回このプロジェクトについて質問させていただきます。

なぜこの時期に、プロジェクトが1年も終わってと思われると思うんですけども、実は年を明けて1月だったか2月だったか、あら、スーパーにはだかむぎゆがないなど。私、毎日のように買物へ行っております。一応家庭では主夫をしておりますので。えっ、ここだけかなと思って、2軒、3軒行ってみても、ないと。月を変えて行っても見当たらない。町外へ行っても見当たらない。あれ、どしたんかな。2年もかけて開発したのに、4年足らずで販売中止なんかとちょっと疑問に思いまして、それではこのプロジェクトについて、目的等について、ここであえて質問させていただきます。

まず、はだかむぎゆについてですけども、1つ目、はだかむぎゆの製造販売は中止になったのでしょうか。

2つ目、以前、協議会だったのでしょうか、私のはだかむぎゆの製造販売数の推移はどうなっていますかと質問したところ、分からないというような答弁だったと思います。はだかむぎゆは、産官学協業により開発し、2年の時間をかけて販売にまでたどり着いたものでした。にもかかわらず、販売数等の推移を知らない。私から言わせると、それはもう関心がなかったのだなと思ってしまいました。関心があれば、必ずそういった推移は把握しているはずです。なぜ関心がなかったのか、お聞かせください。

3つ目です。はだかむぎゆの開発、製造販売の目的は何だったのでしょうか、お聞かせください。

次に、はだか麦を使ったメニューを提供するフェアについて、2点質問させていただきます。

1つ目、この事業は何回実施されたのでしょうか。

2つ目、この事業の目的は何だったのでしょうか、お聞かせください。

最後に、はだか麦プロジェクト全体について、2点質問させていただきます。

1つ目、令和5年3月9日、予算決算常任委員会での令和5年度当初予算の審査において、はだか麦プロジェクトはもう終わったのかという質問をしたところ、一般質問でも答弁したが、一定の成果が出たということで、プロジェクトではなく通常業務の範囲で行うこととしているという答弁でした。一定の成果とはどういったものだったのでしょうか。

2つ目、この事業の目的は何だったのでしょうか、お聞かせください。

以上です。

○議長（住田英次） 理事者の答弁を求めます。

山田産業課長。

○産業課長（山田善仁） はだか麦プロジェクトについてお答えします。

初めに、はだかむぎゅについては、地域資源であるはだか麦の付加価値を高め、魅力ある地域産業づくりを推進することなどを目的として、あわしま堂、愛媛大学との産官学協業で商品の開発に取り組みました。発売当初は、テレビCMなどの高い宣伝効果があったことから売上げが順調に推移していましたが、時間の経過とともに売上げは大きく下がり、事業採算性の確保が困難になったことから、令和5年10月に販売中止に至ったと聞いています。

町としましては、産官学協業で開発した商品のため、継続して販売していただきたいところではありましたが、令和2年度をもって地方創生推進交付金が終了し、特定の財源がない中で、多額の費用を投ずる広告宣伝を行うことは困難であり、売上げが落ちていることは認識していましたが、必要な措置を講ずることはできませんでした。

次に、はだか麦を使ったメニューフェアについては、東京で2回開催いたしました。1回目のメニューフェアは、食ラボmeetsはだか麦と題し、複合商業施設、渋谷ヒカリエ内の15店舗のカフェ&レストランにおいて、平成29年1月26日から2月8日までの2週間開催いたしました。2回目のメニューフェアは、芽吹きと実りのはだか麦フェアと題し、愛媛県とゆかりの深い東京の8つの人気飲食店において、令和4年11月10日から11月30日までの3週間開催いたしました。

本事業は、首都圏におけるはだか麦の認知拡大と飲食店等における食接点の創出を行うことにより、はだか麦の消費拡大を図るとともに、はだか麦を通じた松前町の認知拡大に寄与することを目的として行ったものです。

次に、芽吹きと実りのはだか麦プロジェクトについては、令和4年12月の定例会において、渡部議員の質問に対して答弁しているとおりでありますが、この「芽吹きと実りのはだか麦プロジェクト」は、はだか麦という地域資源を活用した新たな商品開発等の取組を

支援するとともに、多様な連携の下、さらなる高付加価値化に取り組むことにより、地場産品の質の向上とブランド化など魅力ある地域産業づくりを推進し、新たな産業の創出や6次産業化による雇用の創出を図ることを目的として、平成28年度から開始いたしました。これまではだか麦を使ったおやつや料理を提供する9店舗のお店を認定店として認定してきたほか、はだか麦の栄養や保健機能を十分に残した高機能おやつ「はだかむぎゅ」を開発するなど、地域資源であるはだか麦を有効活用するための様々な取組を実施してまいりました。

これらの取組により、はだか麦の認知度は上がり、食材としての多様性が高まったことで、はだか麦を使った商品を販売する店舗の創業もありました。また、松前町と言えばはだか麦の町というイメージが定着したことなど、一定の成果を上げることができたものと考えております。

以上です。

○議長（住田英次） 曾我部秀司議員。

○6番（曾我部秀司議員） ありがとうございます。

はだかむぎゅについて何点か質問させていただきます。

答弁を聞いておったんですけども、私が質問したこのはだかむぎゅの開発、製造販売の目的というのは一体何だったのでしょうか。私、ちょっと分からなかったんですけど。

それと、関心がなかったように思われます。その関心がなかったのはなぜか。

この2点、私、分からなかったので、もう一回分かるように説明をお願いします。

○議長（住田英次） 山田産業課長。

○産業課長（山田善仁） はだかむぎゅの開発については、松前町のおやつで日本のおやつを健康に変えたいという思いから開発に至ったものと考えております。その中で、あわしま堂、愛媛大学と共同して高機能おやつのはだかむぎゅを開発、2年かけてこれは販売まで至ったということになります。

あと、はだかむぎゅについては、売上個数まではこちらでも把握しておりませんが、売上高については、販売当初、CMの効果もあって、一月600万円程度の売上げがあったと聞いております。販売中止に至った令和5年頃には50万円程度まで落ちていって、それでは事業採算性が取れないということで販売中止に至ったということになっております。

以上です。

○議長（住田英次） 曾我部秀司議員。

○6番（曾我部秀司議員） 目的についてですけども、目的については、私、全てまとめて、また再質問させていただこうと思うんですけども、高機能おやつ、国民を健康に変えていきたいという目的、これで本当にいいのかなというような気がしております。

それでは、はだか麦フェアなんですけれども、こちらのほう、目的のほうですけど

も、はだか麦の消費拡大、それから松前町の認知度拡大に寄与することを目的ということなんですが、どちらのほうに重きを置いていたのか、大体両方並列なのか、こちらのほうに重きを置いていたのか、お聞かせください。

○議長（住田英次） 山田産業課長。

○産業課長（山田善仁） 目的としては両方あるかと思いますが、この首都圏で行ったメニューフェアについては、そのメニューフェアを開催する前に松前町としても記者会見等を行って、松前町ははだか麦の町ということもアピールしてますので、その認知度を高めることが大きな目的だったのではないかと考えております。

以上です。

○議長（住田英次） 曾我部秀司議員。

○6番（曾我部秀司議員） 実施が2回であったということ、一つの目的、消費拡大というか、販路拡大であれば、2回で終わるはずがないんですよね。やはり3回、4回と続けていって、続けるごとになぜ販路が拡大しないのか、そういったことをしっかりと検討して、またフェアをする。だんだんだんだん販路拡大に努めていくっていうのが本来じゃないかなと思うんです。考えてみると、先ほど答弁でありましたが、いろんな交付金の廃止により、この事業も終わっていったのかなと私自身考えております。

それから、はだか麦プロジェクト全体を通してなんですけれども、こちらのほうも一定の成果、松前町といえばはだか麦の町というイメージが定着したこと、それが一定の成果である。成果とは何かっていうことをもう一度皆さん考えてほしいなど。目的の達成度合いが成果です。ていうことは、このはだか麦プロジェクトというのは、そういうイメージ、認知度向上、松前町の知名度向上が主な目的でなかったのかなと私は思うんです。町長、どんなですか。松前町の知名度向上やはだか麦の認知度向上が事業の目的であっていいのかどうか、町長、お聞かせください。

○議長（住田英次） 田中浩介町長。

○町長（田中浩介） このはだか麦プロジェクトなんですけれども、私個人的にはそもそも売上げが落ちたこともそうなんですけれども、全てのことにに対してマーケティングの部分、市場調査の部分が弱かったのがそもそもの原因ではないかなと思ってます。実際に市場のニーズに応じた商品開発などをしないと、6次化で失敗する事例は多々ございます。このはだか麦プロジェクトに関しましても、やはり議員から御指摘いただいたように、事業の目的というのは知名度というようなふんわりとした、ぼんやりとしたものではなくて、数値で測れるようなものを設定すべきであったのではないかと思います。今後、松前町でこういうチャレンジをすることはとてもいい取組だと思いますので、また新たなチャレンジをするときには、実際にどこを目標値として、売上げなのか、それとも認知度というののはかりようがございませんので、売上げであるとか、販売の数量、それから販売実績のあ

る店舗数など、そういう数字で表せるものを成果の目標としたいと考えております。

○議長（住田英次） 曾我部秀司議員。

○6番（曾我部秀司議員） これ委員会か協議会で以前言ったと思うんですけども、知名度向上や認知度向上ではいけないと。その先にある松前町であり、町民に利益、益になるものを目的とすべきではないかと。私、前、言ったと思います。例えば、知名度向上によりふるさと納税額を増税するとか、認知度向上によってはだか麦の販路を拡大していく、こういったものをやはり目的とすべきじゃないかと思うんです。というのがですね、地方自治法第1条の2第1項には、地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとするがあります。住民の福祉。福祉といえば、例えば高齢者の福祉、高齢者の支援って思いがちですけども、福祉っていうのは簡単に言うと幸せです。ですから、住民がより幸せになるまちづくりを進めていくのが自治体の役割なんだと。そうであれば、事業の目的は、そういった今言ったような町民の、住民の福祉の増進、これをやはり目的にすべきであると考えられるんですけども、言いましたが、そういったところをやはり目的をしっかりと話し合いの中で検討しているかどうか。はっきりともう分かりやすい目的もあるんです。高齢者の福祉であればすぐに分かるんですけども、例えば高齢者の福祉においても、高齢者のどの部分を支援していくのを目的とするか、そういったところ、事業の目的についてしっかり話し合われているのか、お聞かせ願ったらと思います。

○議長（住田英次） 田中浩介町長。

○町長（田中浩介） ありがとうございます。これからの新しい事業立てする際に必要なことは、4つかなと考えております。まず、ニーズ、そしてその事業が課題解決につながることで、それから事業の持続可能性、それから最後は財源の確保。やっぱり事業を実施するには、全て議員のおっしゃられるとおり、住民の福祉につながるものでなければならぬと思っております。ただ、あとはニーズと課題解決につながっているのかというのとプラス、あとは持続可能です。事業が本当に続いていけるのかという部分で、財源についてもしっかり考えながら進めていくべきと考えております。

○議長（住田英次） 曾我部秀司議員。

○6番（曾我部秀司議員） ありがとうございます。やはり事業の目的をしっかりと検討して、関わる職員全てが共有するっていうことが私は大切だと思うんですよ。その目的を達成するために事業計画を練り、目標を立てていくと。そして、この最初の目的をしっかりと設定しないと、ただ上から言われたからこの事業をするんだとなってしまうんですよ、どうしても。何のためにこの事業を進めているのか分からず、中途半端で事業が終わってしまうんじゃないかなと思うんです。

これで私の最後の質問で終わりにしたいと思うんですが、町長、予算のときに主要施策

説明がありますよね。あのところで事業の内容はあるんですが、今後、事業の目的も載せていただきたいなど。これは私の要望ですが、いかがでしょうか。

○議長（住田英次） 田中浩介町長。

○町長（田中浩介） ありがとうございます。執行部と相談しながら、予算の説明資料に掲載する方向で検討したいと思います。

○議長（住田英次） 曾我部秀司議員。

○6番（曾我部秀司議員） 私が議員になったときに、決算書で主要な説明書の中に課題がありませんでした。ぜひ課題を入れてくれと言って、実現しております。やはり先ほど言いましたように、目的があって、成果というのは目的の達成度合いである。どうしても私はそういうふうにして見てしまうんです。そうすると、この事業の目的がはっきりしていないと、この成果でいいのかな。今回の質問した中でも、認知度向上、認知度向上と書いていて、目的がはっきりしないから、私のほうで勝手に、あっ、認知度向上が目的だったんだろうなと解釈してしまいました。そういうことがないように、ぜひ次の予算から目的を載せていただきたい。そうすることで職員も目的をしっかりと共有しながら事業を進めていけると思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（住田英次） 曾我部秀司議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をします。

午前10時11分 休憩

午前10時20分 再開

○議長（住田英次） 再開します。

一般質問を続けます。

13番藤岡緑議員。

○13番（藤岡 緑議員） ただいま議長から発言のお許しをいただきました13番藤岡でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、通告書に従って、まず最初の各種ハラスメント対策の取組状況について伺いしたいと思います。

今先ほど重松議員のほうでパワハラに関してはかなり御回答もいただけてると思うんですが、私のほうからは、ハラスメント全体もあるんですが、特に女性に対してのハラスメントとか、あるいはカスハラについて特に御質問したいと思います。

以前から一般企業だけでなく自治体の職場内でも各種ハラスメントの問題が生じております。人権意識や社会的背景の変化などで表面化し、クローズアップされるようになってきました。国の地方公共団体における各種ハラスメント対策の取組状況調査では、先ほど重松議員の質問に対して御答弁のあった、まずパワハラですね。それから、特に私は、女

性に対して多いセクハラ、あるいは妊娠、出産、育児または介護に関するハラスメントなどが調査の対象になっていることを知りました。自治体において、関係法令及び各厚生労働省指針を遵守した上で、公務を行う職場では各種ハラスメント対策の模範となるべきこと、職員がその能力を十分発揮できる勤務環境を保持することで、住民に質の高い行政サービスを実施することができると思っております。このような観点から、本町の取組状況や防止対策はどのようになっているのか、お伺いしたいと思います。

また、最近よく耳にするカスタマーハラスメントについても、発生状況やその対応、本町の具体的な予防対策や取組状況について、考えをお聞きしたいと思います。まず最初の質問といたします。

○議長（住田英次） 理事者の答弁を求めます。

徳居副町長。

○副町長（徳居芳之） 初めに、松前町の各種ハラスメント対策の取組状況、防止対策についてお答えします。

職場のパワーハラスメントやセクシュアルハラスメントなどの様々なハラスメントは、働く人が能力を十分に発揮することの妨げになるのはもちろん、個人の尊厳や人格を不当に傷つけるなどの人権に関わる許されない行為です。また、組織にとっても勤労意欲の低下や心身の不調を引き起こす要因、職場秩序の乱れや職場全体の士気及び能率の低下から業務への支障が生じるほか、貴重な人材の損失にもつながり、社会的評価にも悪影響を与える大きな問題であることから、職場全体で取り組むべき課題であると認識しており、本町では、各種ハラスメントに係る雇用管理上の措置として、次の3つの点を踏まえた取組と防止対策を講じています。

初めに、ハラスメント対策における方針等の明確化とその周知と啓発です。これは、先ほど重松議員の一般質問で答弁したとおり、令和2年9月にハラスメント対策マニュアルを策定し、ハラスメントの加害者や被害者にならないよう徹底し、この内容について毎年4月に全職員に周知するほか、共用フォルダにも保存して、職員がいつでも閲覧可能な環境を整え、職員一人ひとりのハラスメントへの理解と意識の醸成に努めています。

また、令和5年度には、管理監督者の職場マネジメント能力の向上を図ることで、職場全体としてハラスメントを未然に防ぐことのできる風通しのよい職場風土や組織体制を構築するため、係長以上の職員を対象としたハラスメント研修を実施するなどして、啓発活動にも努めています。

2点目は、相談・苦情に適切に対応するための体制整備です。

相談窓口は、内部相談窓口として総務課職員係、外部相談窓口として愛媛県人事委員会の2か所を設けています。内部相談は、2人の相談員で対応することにしており、相談者に配慮した対応に心がけています。また、被害を受けた職員が萎縮するなどして相談をち

ゆうちょすることを想定し、相談者の心身の状況にも配慮しながら、ハラスメントが現実  
に生じている場合だけでなく、その発生のおそれがある場合や職場におけるハラスメント  
に該当するか否か微妙な場合であっても、広く相談に対応します。

3点目は、ハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応です。

相談・苦情の申出があった場合、申出書の提出後、相談者及び相手方の双方からの聴き  
取りによる事実関係の確認、また相談者と相手方との間で事実関係に関する主張に不一致  
があり、事実確認が十分にできないと認められる場合には、第三者から事実関係の聴き取  
りを行い、ハラスメントの有無について判断します。なお、相談者が相手方への事実確認  
を了承しない場合は、相談者から解決方法などの意向を伺い、対応に当たります。事実確  
認の結果、ハラスメントの事実が確認できた場合は、相談者に対して認定根拠の丁寧な説  
明を行い、加害者に対しては、加害行為の中止と併せて、加害者の上司から加害者へ指導  
や監督を要請するなどして、迅速に問題解決処理を行います。また、加害者に対する懲戒  
処分の該当性についても検討を行うなど、組織としてハラスメント行為に厳正に対応しま  
す。

このほか、平成28年度から実施しているストレスチェックの結果を活用して、高ストレ  
スの職員に対しては、その希望に基づき産業医との面談を実施するなど、職員のメンタル  
ヘルス不調の予防や健康の保持増進に努めるとともに、ストレスチェックの集団分析を実  
施し、各所属のストレス状態及び傾向を所属長にフィードバックして、職場環境の改善に  
努めています。

次に、カスタマーハラスメントへの予防と対応についてお答えします。

カスタマーハラスメントとは、顧客などが行う迷惑行為や悪質なクレームを指しますが、  
被害の深刻さから、国では、令和2年1月に、事業主が職場における優越的な関係を  
背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針を策定  
し、顧客等からの暴行、脅迫、ひどい暴言、不当な要求等の著しい迷惑行為、いわゆるカ  
スタマーハラスメントに関して、事業主は相談に応じ、適切に対応するための体制整備、  
被害者への配慮のほか、被害防止策に取り組むよう示しました。しかしながら、民間企業  
と違い、悪質クレーム者を出入り禁止にすることや陳情とクレームの線引きが難しいな  
ど、行政機関ならではの悩みがあります。

当町におけるカスタマーハラスメントとしては、特定の職員に対し何十年も前の町行政  
の事務処理について唐突かつ頻繁に面談・架電してくる者や、町では対応できない無理な  
要求を繰り返し行う者などがいます。このため、特定の職員や窓口対応した職員のみが悪  
質なクレーム対応をするのではなく、職員一丸となり対処する必要があるため、不当要  
求に係る研修会を去る6月13日、14日の2日間で開催しました。今後は、悪質なクレーム  
に対し組織一丸となり、統一した対応で臨むことにより、カスタマーハラスメントによる

職員の被害防止に努めていきたいと考えております。引き続き、各種ハラスメント対策に取り組み、職員にとって働きやすく風通しのよい職場環境の整備に努めてまいります。

以上です。

○議長（住田英次） 藤岡緑議員。

○13番（藤岡 緑議員） 今、丁寧に各種ハラスメントに対応するいろいろな対策等、今進めておられる相談窓口のこと等々お答えをいただきました。

私は、このハラスメント問題、特にパワハラに関してですけれども、それから女性に対するセクハラに関しては、この両者の関係性が非常に問題になってきているのではないかなど、これがベースになってると思います。パワハラの場合は、特に上司と部下というような形になって、思うようなことが言えないのがずっと積算してたり、あるいは職場環境がそういうふうになって、言ってる側のほうはほとんど気づかず、励ましてたりとか、一所懸命やれということで叱責というようなことで、私ら昭和年代の者にとっては当たり前のように学校でもそういう感じだったんですけれども、今は環境も違い、そういったことも随分変わってきてますし、特にセクハラに関しては女性が特に対象になるんですけれども、男性の上司の方が、決めつけてはいけないんですけれども、これぐらいのことを言っても大したことないだろうとか、親しみを込めてされてることが結果的には非常に女性にとっては傷ついていたりとか、そういうようなことが結構あるんですね。私も、ちょっとこの前、議長、副議長と全国の大会でハラスメント対策のことで弁護士の先生とかいろんな方からお話を聞きまして、これは本当に気づきの問題が非常にバックにあるなというのをすごく感じました。ですから、これはやっぱり年代とか環境とかそういったものがバックにありますので、必ずというか、もう定期的にそういったことに対する講習というか、考え方のそういった違いから生まれてくるものだと。それであれば、おたがいが風通しのよい職場であつたりとかすれば、全然その考え方、こういうことだったんだなということにお互いが気づければ、スムーズな関係が出来上がっていくんじゃないかなと思います。国もすごくそれらに対するいろんな調査を行っていたり、私もちょっと見ましたら、これに対してかなりいろんな調査してたりとか、力入れてるなというのはよく分かったんですけれども、今後ですね、まだちょっとできてないかなと思うような、松前町としてまだもうちょっとここを進めたいかなと思うようなハラスメント対策、何かあれば、今後の目標じゃないんですが、今後について何かあればひとつお聞かせいただきたい。なければ、これを進めていくということで結構なんですけど、ちょっとそれをお答えいただければと思うんですが。

○議長（住田英次） 徳居副町長。

○副町長（徳居芳之） 先日も報道で不機嫌なハラスメントとかいろんなハラスメントが出てきております。役場としては、これからも職員研修を通じて各種ハラスメント対策を

徹底していきたいと思いますので、毎年職員研修を通じて職員の意識の向上を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（住田英次） 藤岡緑議員。

○13番（藤岡 緑議員） すぐにできるものではないと思うんですが、これを続けていただくことによって、お互いの配慮というか、そういうことで風通しのいい、そして気持ちのいい職場になっていただくことが、ひいては行政サービス、住民に対してもいい形で出てきてくれると思いますので、これはぜひ進めていただきたいと思います。

これはあくまでも職場の中でのことなんですが、今先ほどから問題というか、特に伊方町なんかでも大きな問題になっておりましたが、カスタマーハラスメントのことなんですが、先ほどお答えもいただいたんですけども、何か業務上それをお断りすると、最初からこの人はそういう人じゃないかなんていうことで見るわけにいきませんし、来て、お話を聞いてるうちに激怒して、そういうことが起こったりとか、あるいはとんでもない話につながっていったりとか、対応している職員さんが全然知らないような状況のことを言われたりとかして、大変それは困ると思うんですけども、このハラスメントの私もバックを聞いていたら、どうも一人で対応されていたりとか、かなり深刻になるまで何か自分のところで対応していこうというようなことが起こってることによってどんどん深刻化しているというような話も聞きましたし、聞きますところによったら、カウンターのとこだけじゃなくって家にまで呼び出されたりとか、そういうようなことが起こってるっていうようなことで、伊方町の場合なんかは警察が動いたというような話になってるんですけど、そこまでいかないうちに、やはり先ほど御答弁ありましたように、一人で対応するということが絶対ないように、言ってくるのが無理難題であったり、おかしいことになってるっていうときには早く気づいて、そしてその方だけが対応するというのではなく、チーム全体、そしてまた町全体でそういうことに対応してあげれば、バックにそういうものがあるって、無理難題だということが明らかに分かるようなことについては、しっかりと毅然とした態度でハラスメント対策を行っていただきたいなというふうに思っております。これから松前町でも当然ひどい状況になれば、そういうことも起こってくるんですけども、どうしても何かお客様は神様じゃないんですけども、一般企業でもいろいろそういう問題が起こっております。先ほどのような形で御答弁いただいたんで、ぜひその姿勢でお願いしたいと思います。この点については以上にさせていただきます。

それでは、次の質問に行きたいと思います。

水道事業について御質問させていただきます。

国は、発生が予想される大規模自然災害に対して強靱な国づくりの一環として、水道の基幹管路の耐震適合率を2028年度までに60%以上に引き上げる目標を掲げております。老

朽化している水道管の更新には莫大なコストがかかります。国の支援に期待したいところですが、本町としての考え方をお聞きしていきたいというふうに考えております。

さらにちょっと掘り下げていきますと、大規模地震の発生確率の増加とか、最近異常気象の頻発で激甚化等を踏まえた国は、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策も推進していきまして、来年2025年度末、基幹管路の耐震適合率を54%に、また浄水場とか配水場においては、それぞれ41%、70%に引き上げることとしております。当時、厚労省として水道事業者における耐震化の取組を支援するため、財政支援とか技術的支援を行っているとしていましたが、この先人口減少による水道利用者の減少とか節水効果など、ますます財政的には厳しくなるんだと予想される中で、本町としてどのように取り組んでいくのか、その考えをお聞きしたいと思います。最初の質問とします。

○議長（住田英次） 理事者の答弁を求めます。

住田上下水道課長。

○上下水道課長（住田俊哉） それでは、水道事業における耐震化の取組についてお答えします。

本町では、今後発生が予想されている南海トラフ地震などの大規模地震に対応するため、老朽化が進んでいる水道施設や水道管の耐震化に順次取り組んでおり、水道施設は、現在整備中の（仮称）松前町浄水場が完成すると、基幹施設である町内3か所全ての浄水施設と配水池の耐震化が完了します。

一方、町内で約193キロメートルある水道管のうち、約45キロメートルが導水管や配水本管などの基幹管路であり、その耐震適合率は現在のところ約36%です。さらに耐震化工事を進めるため、国の補助事業制度を活用しながら、計画的に推進していきたいと考えています。

また、本町におきましても、給水人口の減少や節水機器の普及などにより、給水収益の減少が大きな課題となっており、引き続き基幹管路等の耐震化を着実に進めていくためには、さらなる財源の確保が必要となるため、約10年ぶりの水道料金の改定に向けた取組を進めていきたいと考えています。

水道は欠かすことのできない重要なライフラインであり、今後も災害に強い水道を目指して、引き続き耐震化に取り組んでいきたいと考えています。

以上です。

○議長（住田英次） 藤岡緑議員。

○13番（藤岡 緑議員） 大体の考え方についてはお聞きいたしました。

私、以前にも水道事業について質問させていただいたときの御答弁で、この事業全体に関して、今のところ民間委託については考えていないということでしたけど、この考えについてはお変わらないでしょうか。

○議長（住田英次） 住田上下水道課長。

○上下水道課長（住田俊哉） 民間委託につきましては、以前お答えしましたとおり、現在のところは考えておりません。

以上です。

○議長（住田英次） 藤岡緑議員。

○13番（藤岡 緑議員） ということであれば、先ほど御答弁がありましたように、いろいろな耐震化を考えたときに莫大な費用がかかるということで、ちょっと心配というか懸念していることで、管轄省庁がそのお約束をしていただいた時期は厚労省だったと思うんですが、今度何か国土交通省とか環境省になったという、言ったら今年度から補強していくために国もかなり援助するというようなお話だったことが、その方針がそのまま続いていくのかどうか、そこあたりがちょっと心配なんですけど、その辺はどうでしょうか。

○議長（住田英次） 住田上下水道課長。

○上下水道課長（住田俊哉） 令和6年度から水道の補助事業に係る国の所管が厚生労働省から国土交通省に移管されました。

今年度の補助事業に係る国の当初予算につきましては、例年と同程度の予算配分がされています。

今後の予算配分につきましても、水道予算の継続的かつ安定的な確保や水道事業の重要性を骨太の方針に盛り込むことが決議されるなど、これまでどおり重点配分されるものと考えています。

以上です。

○議長（住田英次） 藤岡緑議員。

○13番（藤岡 緑議員） 状況的にはなかなか厳しい状況の中で、水道事業を続行していかなくちゃならないということと、住民の命を守る水道事業ですから、私としてもぜひ事業者として町がしっかりと取り組んでいただきたいなということには変わりございません。

こういう状況の中で、これからいろいろな理由で水道料金についても跳ね返ってくることで、住民の理解を得なければならないということで、説明会とかいろいろ考えておられると思うんですが、本当に小さなことではあると思うんですけども、国も進めている能登半島なんか、本当に大きな地震が起きて、いまだに断水の状態が続いているようなところがあるということで、松前町のような小さいエリアとしてはそうなんですけれども、そういったところの中でも今耐震を非常にできるいい水道管ができてるということは聞いてるんですけども、非常にコストがかかるということで、ただ、短い間であればそれも可能だろうかなと思いつつ、ただ、バックにはかなり大きなお金がかかるので、国の援助が非常に必要になってくると思うんですが、その辺のいろいろなことを考えなが

ら、ぜひいい方法でしっかりと耐震性のほうも進めていただきたいなど。本当に心配しております。住民も心配してると思います。やはり大きな地震とかそういうことで水道管が壊れたら、もう断水状態が続くと、本当に皆さんの生活が大変なことになりますので、そのあたりのフォローを、非常に小さなことではあると思うんですけど、こういった場合にはこういったことで、ある程度自分たちで最悪の場合を考えたときのマニュアル的なもの、水道管のそういったものの耐震化を進めていく中で時間がかかるものですから、そういったことも同時並行に考えていただきたいなというふうに考えております。

私の質問は以上といたします。

○議長（住田英次） 藤岡緑議員の一般質問を終わります。

傍聴席へお願いいたします。

私語は禁止していただいたらと思います。

12番村井慶太郎議員。

○12番（村井慶太郎議員） 12番村井慶太郎、ただいまより一般質問を行いたいと思います。

まず、一般質問の前に、新町長は関東県人会から挨拶ずっと回ってきて、ほでこの間は北海道、北は北海道から南は沖縄も行かれたんですかね。ということで精力的に挨拶回りから松前町を売ってもらいよんで、ちょっとうれしく思いました。

ほで、半年たったんで、大体挨拶回りも終わった思うんですけど、さあ、これから松前町に本腰入れてもらおうということで今回の一般質問をさせてもらうんですけど、まず町政について。

厳しいこと言うかも分らないんですけど、「課題が希望に変わる新しいまさき」ちゅうことなんですけど、町長さん、12月の答弁書も持っとんやけど、希望、希望、かなり希望という言葉がたくさん使とんですよ。希望も、人それぞれ、おのおの違くて、十人十色ちゅうとこなんやけど、漠然としとるもんで、この希望というんをどういうふうに変えてくれるんかちゅうことでお聞きしたいんですけど、町長の選挙の公約、5つに全部希望を書いとんやけど、漠然とし過ぎて、具体的に教えてもらいたいんですけど、一番最初の圧倒的な子育て支援、これについては一応書いてますよね。この3つの項目、あとは要所にあるんやけど、具体的策が見えんので、そこらを聞いてみようかなということで今回一般質問させていただきました。

それと、これは別口かな。一問一答制じゃけん。

それと、圧倒的な子育て支援の中で、学校給食の無料化、これもうとうとんなんですけど、僕、今回質問するのは何でかというたら、もう9月に多分予算の組立てだんだんしていくと思うんです、今6月で。これ計画立っとんやったら、もうこれで6月終わって、9月頃には予算の組立てもしていくと思うんで、今聞いとくと、それ終わってから聞いたんじ

やいかんと思うんで、今回学校給食の無償化、いつ頃実現するんかということと、この計画、どういうふうな計画立てて、どういうふうに進めよんかというのをお聞きしたいんですけど。

○議長（住田英次） 理事者の答弁を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 私が町長に就任してからの約半年間における施策の進捗状況についてお答えをしたいと思います。

まず、子どもを産み育てやすい環境整備を図るため、今年度の4月から第2子以降の保育料を無償化し、認可外保育施設を利用している場合についても、第2子以降の保育料に対する補助金を支給する制度を創設いたしました。

また、子ども医療費助成では、これまで義務教育終了までとしていた助成対象者を、今年度の4月の診療分から18歳の年度末までに拡大しています。

次に、高齢者にやさしいまちづくりを進めるため、日常生活の援助を行う住民団体の設立支援や団体が行う援助に対する補助金の支給を今年度から開始することとしています。

また、老人福祉施設の充実を図るため、令和8年度末までに30床規模の介護老人福祉施設を開設することとしており、現在施設整備を行う介護サービス事業者を募集するための準備を進めています。

高齢者の交通手段の確保では、車がなくても便利に暮らすことができるよう、地域公共交通の新たな仕組みを検討してまいります。

このほか、廃止されていた住宅新築時の浄化槽設置に対する補助金は、町民の皆様から復活を望む声が多かったため、今年度から復活をいたしました。

様々な取組を実施していくためには、さらなる歳入の確保が必要になりますので、今年度からふるさと納税の業務委託を開始しており、新たな返礼品の開拓にも取り組んでまいります。

今後も町民の皆様のお意見に耳を傾け、議員の皆様と力を合わせて、より良いまちづくりを進めてまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

次に、学校給食の無償化についてでございますが、4、5、6と今3か月が経過しようとしています。まだ事業としましては四半期の4分の1でございますので、事業の精査が終わっておりません。したがって、今現在のところ小中学校の給食費の無償化については、令和6年度は町の建設事業費の増加や食材費の高騰などで先延ばしいたしましたので、令和7年度からの実施に向けて、今現在は制度設計をしている段階でございます。実際には令和6年度、今年度の事業の実施状況を見て、予算の配分、組立てをして、そこに回す予算を確保しなければなりません。加えて、給食費の無償化には大体1億7,000万円

ほどかかる見込みというところまでは分かっておりますので、どのように予算シフトさせていくのかというのが課題になってこようかと思っておりますので、全体のバランスを見ながら、実現に向けて努力をしてみたいと思います。

以上で終わります。

○議長（住田英次） 村井慶太郎議員。

○12番（村井慶太郎議員） ありがとうございます。

私、言いたいのは、その学校給食の予算がない、確かにほうや思いますよ。国の補助も県の補助も何もくれんと、そうでしょ、100%自主財源で払わないかん。大変な事業です。1億7,000万円要るんかね。毎年毎年これ要るんよね。今全国で4割ぐらいの自治体が無償化になってますよ。ほで、国も、今その無償化に向けて動きもあるようなんやけど、半分補助してくれるんか、どうするんかは分からんのやけど、そういう話もあつとんで、これ1年か2年は多分全部自分のお金でやらないかんのかなというところで、国が半分でも負担してくれると、また県が半分とかという話になって楽なんかな。自主財源を100%使うこの給食代、かなり今松前町はそんな裕福じゃないんですよ。1億7,000万円というたら、補助なんかもろうたら倍の事業ができるわけですよ。自主財源1億7,000万円払うんやったら、国や県の補助もろうたら、その倍以上の事業から何からできるんやけど、そういうところも考えてほしいなということ、もうちょっと町長に聞きたいんやけど、この乗合タクシー、僕、ちょっと想像がつかんのやけど、乗合タクシーじゃのというんは、山間部で、もう言うたら買物も何も行けん年寄りが3人か4人が乗って、まちまで行くんにタクシー代が5,000円要るけん、みんなで乗り合おうやというふうな雰囲気かなと思うんやけど、松前町にちょっとそぐわんような気がするんやけど、僕、ちょっと想像ができませんですよ、この乗合タクシーという。具体的にどういうふうなことをお考えなんか、お聞かせくださいや。

○議長（住田英次） 田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 乗合タクシーは、議員の御指摘のとおり、山間部や過疎地でされております。私がいろんなところに回って聞いた声として、公共交通がなくて困ってるという声が多かったです。実際には主要幹線道路のコミュニティバスが走っておりますけども、バス停に近い人しか使えていないような状況もございます。この交通空白地帯をどう埋めていくかというのは、過疎や山間部でない松前町にとっても、これから高齢化率が上がっていくことを考えると、課題になってくるかと思っております。これを解消していくためには、地域公共交通のタクシー事業者さんなどとも連携をする必要があると思っております。今現在、乗り合いのタクシーというのも割り勘になりますので、そうするとタクシーの事業者さんの売上げが減ってしまうことになります。全町的にやるのではなく、エリアを絞ってやるのか、そういう交通空白地帯に絞ってやるのか、そのあたりも交通事業者の方々と話

を進めてまいりたいと考えております。

○議長（住田英次） 村井慶太郎議員。

○12番（村井慶太郎議員） じゃあ、この乗合タクシーという事業なんですか。ほったら、3人が乗り合いでエミフルまで行って、タクシー代が1,000円要りましたよと。これに事業としたら、松前町で何ぼか負担してあげるとか、そういうことなんですか。事業じゃなかったら、もうお互いが、個々が今日行くかな、おう、一緒に行こうや、1,000円要るところをほったら300円ずつなという話なんやけど、これ松前町長が書いとるん、これは事業やと思うんやけど、事業にするということは、1,000円要ったら松前町が半分は負担しますよみたいな事業にするということですか。ちょっと想像がつかないので、教えてくださいや。

○議長（住田英次） 田中浩介町長。

○町長（田中浩介） はい、議員のお見込みのとおりでございます。

○議長（住田英次） 村井慶太郎議員。

○12番（村井慶太郎議員） それはもう町民喜びますよ。事業にしてもらおうと喜んで。

まあ、ほったら、仮の話なんですけど、じゃあタクシーで市駅まで行こうやと。それも補助というんはしてくれるんですか、乗り合いで行った場合に。証明書みたいなんがあつて、タクシーの運転手が、ああ、これは乗り合いで行きましたよという報告があつたら、半分の負担はしますよということですか。

○議長（住田英次） 田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 今現在のところは町内の移動に限定して検討を進めております。まだ町外に出るといことは想定はしておりません。

○議長（住田英次） 村井慶太郎議員。

○12番（村井慶太郎議員） はい、わかりましたよ。

では、町内だけ限定ということですね。じゃ、町内へ行っても、タクシーやったら1,000円かそこらよね。助かるんは助かるやろうけど。乗り合い、2人以上ということよね。2人以上ということよね。うん、分かりました。

それともういっちょ、この3番目に書いとる真の教育のまち、僕、お言葉なんやけど、真の教育のまち、ちょっと見えてこんし、じゃあ今まで松前町は教育のまちや打ち出して、結構有名ですよ、教育のまちというんは。ほな、それは誤りやったんですか、これは。どういうこと。真の教育のまちという意味、ちょっと教えてくださいや。

○議長（住田英次） 田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 松前町は教育のまちを宣言して、これまで取組を進めてまいりました。そちらで書いてあるのは、GIGAスクールの構想によって1人1台の端末が整備されました。これをもっと有効に活用して、一人ひとりの状況に応じた学習を実現したい

と考えております。ただ、一方的に進めるのではなくて、実際には学校現場の先生方とも意見を交わしながら、こういった仕組みをつくれれば子どもたちの一人ひとりに合った学習が実現できるのかというのを考えていかなければならないなと思っております。といいますのも、やはり学校の先生方に負担をかけるばかりではいけないので、実際パソコンが1人1台ずつありますので、理想的には一人ひとりに合った学習ということでアプリケーションを入れるというようなことを想定はしてるんですけども、つまりいた場所とか記録しておいて、後の学習につなげられるようなそういうアプリケーションを導入できたらいいなというふうに考えております。ただ、これによって学校の先生方もいろいろ御意見がございますようでございますので、先生とも意見を聞きながら進めていきたいと考えております。

○議長（住田英次） 村井慶太郎議員。

○12番（村井慶太郎議員） 真の教育のまちということで、それはちょっと進んだ教育のまちにしましょうということなんかどうか分からんやけど、真の教育のまち、真でしょ、真の教育のまち。じゃあ、今まで国の言うことを聞いたり、今までやってきた教育いうんは真じゃないんですか。これは一歩進んだ教育のまちとかというんやったら分かる。真の教育のまちというたら、先人が築いてきた教育のまちは何なんやろかということなんやけど、ちょっとお聞かせくださいや。

○議長（住田英次） 田中浩介町長。

○町長（田中浩介） よりよい教育を目指していこうというもので、別に過去を否定するものではございません。

○議長（住田英次） 村井慶太郎議員。

○12番（村井慶太郎議員） それならよかったです。僕も聞いたところによると、教育のまち宣言した経緯、ちょっと話ずれるんやけど、多分一部の人しか知らんと思うんやけど、昔ね、松前町は他市町と比べてもう教育のレベルがぐっと下がったというか、低かったんですよ。それで、これじゃいかんと。松前町をどうにかせないかんというんで教育のまち宣言して教育に力を入れたら、他市町と今ほぼほぼ同レベルになりました。教育にその何かちゅうんじゃない。教育がずさんやったということなんやけど、レベルが低かったんで教育のまち宣言しましたと。それをしたんで、他市町と同レベルになりましたということですね。教育に特化したとかっていうんじゃないやなくて、あんまりにもレベルが低過ぎたんで、教育のまち宣言したということを知るとんやけど、やけんまあそれで今やると他市町と肩並べるぐらいの生徒の教育になったのかなと。そういうことで、そういう経緯があつて今の教育のまち宣言で、教育をばんばんばんやるんで教育のまち宣言をしたんではないんですよ。分かります。町長は若いけん分かってないかな思うて、今言わせてもらうたんです。じゃけん、教育のまち宣言じゃけんというて、がんがんやるというあ

れではないんです。ほかの他市町と同レベルになるように教育のまち宣言したということで、教育のまちという松前町になっとなです。やけん、その真の教育のまち、ここ、12月の答弁にもあるんやけど、「真の」なんかというたら、やっぱり先人を教育を否定するような形になるんで、文言変えてほしいなというんは希望として言うときます。

今日、みな傍聴にたくさん来てくれてます。これは松前町、新町長になったんで、松前がどうやって変わっていくんやろうか、どういうふうにしてくれるんやろうか、みんな本当希望を持って、どんなにしてくれるんやろうかと思うて、今日みんな来てくれとんよね、町長。ほで、今日は傍聴者が大分多いんで、そういうことも言わせてもろうたんやけど、もう教育のことはまあ、いいですわ。

じゃあ、2番目のプレミアム付商品券、これについてお聞きしたいんやけど、近隣市町ではもう皆プレミアム付商品券、還元率が30%ですよとか、40%ですよとかいろいろあるんやけど、これを僕が産業課長に、するんか、せんのか、町長に聞いてくれと言うたら、町長はせん言うたと。じゃあ、一般質問で言わせてもらおうかな思うてこの質問を出しとんじゃけど、プレミアム、他市町の例もここ持っとなやけど、近隣では松前町だけ、やってないのは。これをする気があるんか、ないんか、お聞かせくださいや。

○議長（住田英次） 理事者の答弁を求めます。

山田産業課長。

○産業課長（山田善仁） それでは、プレミアム付商品券の発行についてお答えします。

プレミアム付商品券事業とは、購入金額にプレミアム分を上乗せした額面の商品券を公的機関等が発行、販売することにより、購入者が支払金額を超えた買物を可能とするものであり、消費喚起を促すことによる経済効果や消費の下支えによる生活者支援の効果が期待できる事業です。

令和5年11月に物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の追加交付が決定され、生活者支援の事業メニューの一つとしてプレミアム付商品券の発行を内閣府が推奨したことから、県内の市町では、同交付金を活用してプレミアム付商品券の発行事業を実施しているものと考えられますが、本町では、同交付金の用途を検討する中で、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響が特に大きい低所得世帯への負担軽減を図る支援や事業者の事業経営への影響を緩和するための支援をいち早く実行する必要があるものと考え、令和6年松前町議会第1回臨時会を令和6年1月18日に開催いただき、議員の皆様のご承認の下、令和5年度松前町一般会計補正予算第8号を決議し、必要な支援を行ってまいりました。

議員御質問のプレミアム付商品券の今後の発行予定については、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金等の追加交付がある場合は、事業の実施について検討してまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（住田英次） 村井慶太郎議員。

○12番（村井慶太郎議員） じゃあ、国からの支援がなかったらせんということなんやけど、別にせんでもええですよ。でもね、近隣市町全部やってます。全部は調べてないけど、愛媛県で多分やってないのは松前町だけ。これで傍聴に来とる人らも松前町に住んでよかった、ああ、生まれてよかったということにはならんと思う。

ほで、こんなこと言うたらあれやけど、もうお金と交換、3,000円持っていったら5,000円の商品券配りますよというんやったら、応募するんに郵送して、何人分要りますか。それを精査して、またあなたのは何人分ですよ。その券送ったら交換ができて、多分3回ぐらいやり取りする思うね、郵便で。松前町はせん言うけん、こんなこと言うたって無駄なんやけど。東温市は進んどる。僕がもう考えたとおりのことをやってくれとる、東温市。傍聴の人が来とるけん、傍聴の人らにも聞かせてあげたいんやけど、プレミアム分というたら、3,000円持って行って5,000円にしてくれるんやったら、2,000円あらいね。この2,000円分だけを配付する。それも全戸じゃない。全員。市民全員。これ東温市は3,000円なんやけどね。プレミアム分だけをもう全員に配付しますよと。ほな、そんな手間も要らん。言うたら、交換する事務費も要らん、郵送代だけで済むんで、手数料も相当安い。これは物価高騰に対する生活支援商品券ということでやとる。東温市はもうすごい進んどる。僕は、これは職員がものすごくええと思うんですよ。

ほで、こんなこと言うたら全然また話ちゃうんやけど、伊予市さんは今無人バスが走りよるわいね、無人バス。あれは国のモデル事業で、伊予市のお金はゼロなんです。ほで、まだまだ進んどんが、多分伊予市の職員でかなりすばらしい人がおると思うんですよ。今 P a y P a y と組んで、松前町はないんやけど、かなりの自治体がやりよんやけど、P a y P a y と組んで納税もできるし、P a y P a y ポイントもかなりもらえる。松前町は何にもないんですよ。町長若いんじゃけん、そういうふうな I T の方向に行って、今ソフトバンクかな、あれ、車走らせよん。あれモデル事業で、お金要らんのです、自治体。そんな事業を拾うてくる職員を僕はすばらしいなと思うんやけど、町長、それは町長がゴーサイン出すけん職員が一生懸命やる。僕、産業課に聞いたら、しません言ようるよ。するな言うんやったら、職員は力入らんわね。何かええ方法ないんか、ええ補助金ないんか、ちょっと探してみ、やってみということやってくれとね、松前町も職員はかなりええ人おるんですよ。一生懸命探してきてくれる。ええ、こんなんがあったんかみたいなんも。もう最初から否定して、せんでええ言うたら、職員は働きどころがないわね。結局、町民のために働きよんでしょ、みんな。ほで、全体の奉仕者ということで、一部の奉仕者であってはいけない。全体の奉仕者じゃちゅうことで。何か職員も疲弊するんかなということ。町長、そこら、あなたがイエス出したら職員動く。もうせんでええと言うたら、もうそのまませずじまいなんよね。ほいで、松前町独自でこんな大きな花火上げてもらうとん

やけど、何かプレミアム、別にこのことだけで言いよんじゃない。僕、松前町独自でもっといろんなことしてくれるんかなと。多分傍聴の人も期待して今日来てくれとんやけど、松前町独自、全然ないやないですか、ほったら。国が、国が、国が。国がしたら松前町しますよみたいなんやったら、もっと独自の何か考えて、伊予市みたいに一步進んだ何かやってほしいなと思うんやけど、そこらは今後どんなんですか。

○議長（住田英次） 田中浩介町長。

○町長（田中浩介） いろいろな御意見が出たので、どれから答えようかなと思うんですけども、まずプレミアム付商品券についてからお話をいたしましょうか。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金というのを活用して、県内の自治体のほうは商品券の事業を実施しているところだと思います。実際に松前町にこの交付金が来た額というのが6,000万円ほどでございました。プレミアムの部分を実際に今やろうとすると、前回が40%ぐらいのプレミアム率だったと思うんですけども、これと同じようなことを実現しようと思うと、大体8,000万円から1億円程度かかった事業でなかったかと記憶してまします。となりますと、前回と同じようなプレミアムを乗せると、もう既に交付金が足りないという状況になります。

加えて、今回この物価対応の交付金を使う中で、使途を庁内の中から募集したところ、低所得の支援であったりとか、町内事業者の事業継続を支援しようと、そちらのほうに実施をしたいという旨の担当課からの御要望もありましたので、その声を聞いて実際には実施をしたところでございますので、商品券をしないという判断ありきで物価高騰対策を行ったわけではございません。

あと残り、いろいろな自動運転バスにしろ、たくさんの松前町独自のものを実施したらどうかという。おっしゃるとおりだと思います。自動運転バスについては、確かに伊予市では双海町の辺りの一定区間だけでやっております。市内のほうは自動運転技術がまだ確立されていません。まだレベル4の段階でやってるかと思えます。といいますのが、まだ自動運転を全域に、松前町は結構交通量が多い地域でございますので、なかなか今の段階では難しいと思えます。今後の方向性としましては、民間技術との連携を考えていかなければならないと思えますので、実証フィールドとして松前町を提供するようなことも今後はあり得るんじゃないかなと考えております。

加えて、自動運転バスを運行するとなると、初期投資の部分は確かにデジタル田園都市国家構想の推進交付金などを活用して実現できるかもしれません。しかしながら、冒頭も申し上げましたとおり、事業の継続を考えた場合、費用がその後も続くのかというところも加えて考えて、事業実施は判断したいと思っております。

○議長（住田英次） 村井慶太郎議員。

○12番（村井慶太郎議員） お言葉ですけど、町長、松前町に無人バスを走らせという話

じゃないんです。そういうふうな松前町独自の他市町に誇れるような政策やってほしいということで、無人バスを走らせじゃのは言うてない。

それと、予算、予算と言うんやけど、予算もないかどうか知らんよ。知らんけどね、ゴーサイン出したら職員は一生懸命予算もつくるんです。やれ言わんけん予算つくらんで、やれ言うたら予算つくれるんです。やれ言わんけん予算つくらんでええ。いや、ほったらこれやってみいや。東温市みたいにやれや。3,000円はやれんけど、2,000円ぐらいにするか。3万人なら6,000万円のできるんです。そうでしょ、簡単な話。3万人の人口やったら2,000円のプレミアム分だけ配る。東温市さんみたいに配りますよいうたら、大方6,000万円のできる。あと郵送代、80円かそこら要るぐらいね。そういうことで、やれ言わんけん。やれ言うたら、予算を一生懸命僕はつくる思います。それはどうですか。予算が要る、予算が要る。予算つくるんは、執行権は執行部にあってね、議会には一切ないんやけど、あなたらが予算の組立てして、予算の執行するんでしょ。するなと言うたら予算つくらんでええ。予算がないというたら、もうほっといたらええ。いや、ないけどやろうや言うたら、一生懸命つくると思うんです。そこらは町長、僕は無人バス走らせなんか言わんのよ。他市町に誇れる松前町独自の事業をやったらどうですかちゅうお話なんやけど、そうでしょ。伊予市なんか進んどる。P a y P a y と組んどんよ。松前町は全然ないやないですか、そんなん。新居浜市と伊予市と、愛媛県で3つぐらいP a y P a y と連携したり、松前町は全然そんなんないんでね。P a y P a y がええとは言わんよ。言わんけど、他市町に誇れる何か事業をしてほしいなということをお願いよんです。

(「議長、暫時休憩」の声あり)

○議長(住田英次) 暫時休憩します。

午前11時17分 休憩

午前11時19分 再開

○議長(住田英次) 再開します。

村井慶太郎議員。

○12番(村井慶太郎議員) ほやけん、国の補助金がないとできんようなことじゃないん。ゴーサインが出たら、予算は行政側がつくるんよね。おたくらが執行部やけん、執行するんはおたくら。別に交付金がないとせんというんで僕は言いよんじゃない。松前町独自でいろんなことを考えてほしいって言いよんよね。他市町に自慢ができる。今全然自慢できんわね。松山市なんか、これ2回目か3回目かプレミアムやりよるような状況で、近隣市町全部やりよる。ほやのに松前町はしませんという答えなんよね。ほやけん、松前町が誇れんなと。誇れるような事業をしてくださいやと言いよんですよ。そこらの回答をお願いしたいんですが、どんなですか。

○議長(住田英次) 田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 繰り返しになりますけども、今回はその交付金というのを活用してやる施策でございました。令和5年度の予算は、もうあの段階では固まっておりましたし、追加で単独の経費を計上するということは難しい状況でございました。その中で6,000万円という限りある財源の中で議論をしていく中で、その中で優先したのは低所得の方々への生活支援と中小企業、町内の事業者さんへの継続を支援するための補助制度であったと思います。その中でプレミアム付商品券というのは、ほかと比べた場合に今回は優先度が低かったため、6,000万円の中ではそれを活用してやるという判断をしたところでございます。今年度まだ物価高騰対策の交付金のほうは国からまだ示されていない状況でございます。例えば、町の単独の予算を使ってやるという場合であれば、6,000万円程度で2,000円であれば実行できるかもしれません。しかしながら、あとは物価高騰対策としてそれが本当にいいのかという部分も加えながら、交付金の動向も併せて注視しながら、事業の実施については考えさせていただきたいと思いますので、御理解をいただければと思います。決してやらないという判断ではございません。

○議長（住田英次） 村井慶太郎議員。

○12番（村井慶太郎議員） やれということじゃないんですよ。やれということじゃないけど、他市町に対して恥ずかしい。ほいで、近隣が皆しよるのに、松前町だけしてないんが恥ずかしい。それを言いよんですよ。もう何遍もしつこう言よるのは、他市町に誇れる松前町であってほしいなということでこれを言わせてもろたんやけど、もう国の交付金がないとできんじゃの、そんなことじゃないと思うよ、金額的にも。町長がノーと言うんやけん、担当課も動かんわいね。ゴーサイン出したら担当課は動いて、僕は一生懸命お金もつくと思う。それが職員の仕事なんよねと思う。それはそれでええですよ。傍聴に来てくれとる人に悪いんやけど、松前町にはプレミアム付商品券はないと。伊予市、砥部、東温、松山、もうみんな、松山なんか2回、3回出してくれとる。でも、松前町はゼロ。実態はそうなんですよということで、次の質問に移らせてもらいます。

防災について。

これなんですけど、この間、防災訓練というんが部落のほうでありまして、5月の何日やったかな、今、黄色のビニールのベストで、背中に防災士とかというて書いとんがあるんやけど、ビニール製よね。5月でもかなり暑かった。あれ30度近うあつたんやけど、そうこうしよって横を見てみると、中学生が部活動してました。中学生がゼッケンつけてね。そのときにビブスというの、メッシュの、もうこれじゃないといかんなど。ほいで、みんなに聞いたら、本当暑いんよと。もう汗だらだら、みんな、その防災士の人。ビニールのベスト着とんで。やっぱりもう夏も近いし、もし災害なんかあつたときには、今熱中症対策、かなりあれしとんやけど、この防災士のベストをビニールじゃなくってビブス製、夏用の購入は考えがあるんかどうか、ちょっとお聞きしたいんですけど。

○議長（住田英次） 理事者の答弁を求めます。

金子危機管理課長。

○危機管理課長（金子裕之） 防災についてお答えいたします。

松前町では、当町の防災士養成事業において、防災士の資格認証を受けた方に防災士ベストを配付しております。ベストの素材等は反射素材で透湿性を考慮したものを配付しており、ビブスのように軽く着用するタイプのものであるため、夏場に熱中症を発症するほどの影響が出るとは考えておりません。また、防災士から現在のベストが暑いという意見は上がっておりませんので、現在のタイプ以外のベストを購入する予定はございません。

以上でございます。

○議長（住田英次） 村井慶太郎議員。

○12番（村井慶太郎議員） じゃあ、課長はそういう声は聞いてないと。僕だけが聞いたんかね。これはアンケートを取るとか、そういうようなこと、今松前町は防災士育成しとんで、大分人数もおると思うんやけど、アンケートなり取ってくれたらええんやけど、私が聞いてないけん、それにしませんよじゃなくって、アンケートを取った結果、こうでしたよと。ちょっと実直なその意見を聞いてほしいんやけど、どんなですか。

○議長（住田英次） 金子危機管理課長。

○危機管理課長（金子裕之） 御質問いただきました件についてお答えいたします。

今後、町といたしましては、9月1日に防災訓練を、一応一番大きいイベントなんです、これを予定しております。それとか、防災士の方、現在240名いらっしゃいますが、その方々のスキルアップのため、防災士フォローアップ研修も実施しております。そういった機会を捉えまして、防災士の方々に御質問いただきました内容についてお伺いをしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（住田英次） 村井慶太郎議員。

○12番（村井慶太郎議員） じゃあ、これで終わりますが、防災士の意見もように聞いて、本当熱中症、防災士が熱中症になったら、これ冗談やないと思うんやけど、そこらはように聞いてもろて、ビブスじゃないんでもっとええんがあるんかも分からんし、そこらをお願いします。

これで一般質問を終わります。

○議長（住田英次） 村井慶太郎議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

午前11時26分 休憩

午前11時41分 再開

○議長（住田英次） 再開します。

一般質問を続けます。

14番加藤博徳議員。

○14番（加藤博徳議員） 議席番号14番加藤博徳が、議長の許可をいただきましたので、通告書に従い一般質問をさせていただきます。

まず初めに、新築時の合併処理浄化槽設置費補助金についてお尋ねをいたします。

新築時の合併処理浄化槽設置費補助金制度は、従来から下水道事業を推進しているが、松前町内の下水道の普及率が伸び悩んでいます。そういった中で、並行して実施しています合併処理浄化槽を推進していると承知しています。

そこで、合併処理浄化槽設置費補助金制度の由来についてお尋ねをします。いつ頃からどのような制度でスタートしたのでしょうか。

また、令和3年度から令和5年度の3年間、新築住宅への合併処理浄化槽設置費補助金が中止されました。今年度から補助制度は再開されたが、4月、5月の申請状況はどのような状況でしょうか。

新築住宅への合併処理場浄化槽設置費補助金は中止されていたが、改築時の合併処理浄化槽設置費補助金は継続されていました。なぜこのような偏った状況になったのか、過去にもこのようなことが事例があったのか、今後の推進方向はどうか、お知らせください。

令和3年度から令和5年度の3年間に新築された方からは、非常に不公平感があると聞いています。なぜ中断し、なぜ今年度から再開したのか、中断期間の新築住宅への補助金交付への対応はどうされるのでしょうか。まず、1項目めについてお尋ねをいたします。

○議長（住田英次） 理事者の答弁を求めます。

渡辺町民課長。

○町民課長（渡辺 司） それでは、新築時の合併処理浄化槽設置費補助金についてお答えします。

まず、制度の由来ですが、昭和58年に浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的として浄化槽法が制定され、昭和60年より施行されました。昭和62年度には公共下水道区域外の地域に対しての設置を推進する目的で合併処理浄化槽の国庫補助制度が創設され、愛媛県では昭和63年度、松前町では平成6年度から合併処理浄化槽設置費補助金制度がスタートいたしました。

次に、令和6年度より復活した新築分の補助金の申請状況は、6月10日現在で、4月4件、5月9件、6月1件、合計14件です。

次に、新築分の補助を廃止し、転換分のみ補助を継続した経緯についてお答えいたします。

令和3年12月定例会の曾我部議員の一般質問でお答えしましたとおり、当時の考え方は、新築の場合、浄化槽法の規定で合併処理浄化槽の設置義務が課されており、浄化槽設置を促進するという補助の目的がなくなっていることに加え、県の新築分の補助が平成19年に廃止されているほか、補助を廃止している市町もあることなどから、本町では、令和2年度の事務事業評価において、令和3年度以降は新築分の補助の廃止を判断し、転換に対してのみ補助を行うこととしました。しかしながら、その後、令和5年12月定例会で曾我部議員の一般質問で答弁いたしましたとおり、岡田・北伊予の校区の皆様から新築分の補助の復活を望む御意見をいただいたことに加え、浄化槽補助は公共下水道事業計画区域以外の地域の生活環境の保全と公衆衛生の向上に寄与することを目的とし、新築分に対しても補助するべきと当時の判断を改めたことから、令和6年度から新築分の補助を新たに始めました。

また、過去にこのような事例はあったのかとの質問につきましては、補助事業の趣旨の見直しや社会情勢の変化等により補助金を一時廃止し、復活した事例といたしまして、電気式生ごみ処理機の補助の事例がございます。この補助金も平成29年度から令和4年度まで補助金を廃止していましたが、近年の脱炭素社会の実現を目指す社会情勢に鑑み、令和5年度から再開いたしました。このときも廃止していた年度分に遡及して補助は行っておりません。

補助事業は、年度ごとに公益性などの補助の必要性を勘案し、支給要件等を定めて実施するものであり、令和3年度から令和5年度までは新築分の補助は廃止することが適当と判断し、支給対象から除外していました。遡って補助することは当時の判断を覆すものであり、適当ではないと考えています。

以上で終わります。

○議長（住田英次） 加藤博徳議員。

○14番（加藤博徳議員） るる経過については承知した上で質問をさせてもらってるわけでありまして、もともとのこの合併処理浄化槽設置費補助金制度につきましては、北伊予校区においては、それ以外の地域も下水道が来ないということを前提に補助しようという承知をしております。そのために、いろんな理由を聞きましたけれども、補助しようという形で進んでると思うんです。

今、下水処理工事のために一般会計から3億円毎年補助が出てると思います。この3億円という金額は非常に多額なものであって、いつまでこの下水処理の下水道事業を続けていくのか非常に心配でありまして、もうやめる時期が全国的に進んでいると思います。もちろん人口減少含め、松前町内ではまだ国土調査が済んでないところもあります。そういうところを目指して待ってたのでは、なかなか事業が進まないと思います。

私が申し上げたいのは、この下水道が来ない地域においても、きちんと皆さんは納税を

しています。納税をするという義務は果たしています。しかし、その反面で、サービスを平等に受けるということは権利としてあるわけです。それをこの3年間の間のみ、住民の方に一つも瑕疵はありません。ない中で、行政側の都合でカットしました。補助金が来ませんでした。これではあまりにも税の負担に対して、税の平等に納めるという義務に対して不公平感が山ほどあります。そういう事例がないのであれば、条例を改定してまでもこれはやるべきだと思います。義務を負うからには、その反面、権利は五分五分、フィフティー・フィフティーでないといけません。その辺についてお考えをもう一度伺いたい。

○議長（住田英次） 渡辺町民課長。

○町民課長（渡辺 司） 繰り返しになりますが、補助事業は年度ごとに公益性など補助の必要性を勘案し、支給要件等を定めて実施するものでございますので、現段階では遑って補助することは適当でないと考えております。

以上です。

○議長（住田英次） 加藤博徳議員。

○14番（加藤博徳議員） それは先刻お話を聞いて承知しております。条例は変えられないかもしれないけど、条例の下の部分であります規則、そういったものを鑑み、この3年間で補助金が受けられなかった方にぜひともその補助金が出るような形を取っていただきたい。なぜならば、新築して松前町に住もうというふうに思われて、松前町では新築しようとしたときに合併処理浄化槽の補助金が数十万円入ってきますよということを目的にして計画しとったわけです。御承知のように、新築するときの最後の30万円、40万円のお金というのは、血のにじみ出るような金額です。それを条例にないとか、補助金がなくなるとかというのは、あまりにも一般の人からするとおかしい。その点を再度改めて、どういうふうにしたらそれができるかということを考えていただきたい。町長の考えは。

○議長（住田英次） 田中浩介町長。

○町長（田中浩介） この過去の3年間について、加藤議員がおっしゃられることは心情的に大変理解ができるところでございます。しかしながら、先ほど課長からも回答がありましたとおり、その令和3年度、令和4年度、令和5年度と、その判断を行政として補助金の必要性を勘案して、そのとき廃止の判断をしておりました。私は、この浄化槽は復活すべきだろうと。同じ考えで今回令和6年度の当初予算に計上させていただきました。そして、皆様に御議決をいただいて、今年度から復活する運びとなりました。令和3年度から令和5年度については、新築分についての補助金を廃止するというのが適当という判断の世の中でございました。後から建ったものが前に遑って、いや、おかしいと塗り替えることが起こっては、政治的な安定性も失われることになるんじゃないかと思っております。心情的には確かに議員のおっしゃられるとおりだと思いますけど、私は、これから先については保証ができますが、過去の適当な判断に対しては覆すことは難しいと考えてお

ります。

○議長（住田英次） 加藤博徳議員。

○14番（加藤博徳議員） 町長の答弁いただきましたが、私は理解はできません。住民の方に一つの曇りもなく、瑕疵はありません。それを事業そのものを行政側の都合でやめられた。今さっきも言いましたけども、下水道事業に毎年3億円入ってるんです。下水道事業をやめたらどうですか、もう。これはもう前から言われてるんですが。そうすることによって、給食の1億8,000万円ぐらいすぐ出てきます。全体的な事業を考える中で、この下水道事業、合併処理浄化槽の改築費用についても一緒だと思うんですが、いま一度機会を見て再考していただきたいというふうに思います。

○議長（住田英次） 加藤議員、すいません、質問の途中ですが、ここで13時10分まで休憩いたします。

午前11時57分 休憩

午後1時10分 再開

○議長（住田英次） 再開します。

加藤議員の一般質問の前に、徳居副町長より発言の申出がありましたので、これを許可いたします。

徳居副町長。

○副町長（徳居芳之） 先ほどの村井議員の一般質問のプレミアム付商品券の発行についてですが、こちらからちょっと補足で説明させていただきます。

村井議員のほうから、5月中旬に松山市や伊予市ではプレミアム付商品券を販売しとるけれども、松前町では販売しないのかという問合せがございました。それに対して産業課のほうで、村井議員には先ほどの一般質問でお答えしたとおり、こういう理由で販売はしませんとお答えしたと思います。その中で、先ほど村井議員が直接町長から実施しないというふうな指示があったという発言がありましたが、職場に確認すると、町長からの指示は受けてないとのことでした。

それと、村井議員が松前町以外の19の市町ではプレミアム付商品券を発行してるとの御質問がありましたけれども、それも確認すると、松前町を含め5つの市町でプレミアム付商品券は発行しておりません。

以上です。

○議長（住田英次） 一般質問を続けます。

加藤博徳議員。

○14番（加藤博徳議員） 午前の部で合併処理浄化槽の補助金のお話がありましたが、最後に一言言い忘れておりましたので、追加をさせていただきたいと思います。

先ほども申し上げましたが、納税とその受けるサービスについては、フィフティ・フ

ィフティーの感覚でなければいけないと思います。ぜひとも、項目は別として、十分な配慮をいただき、項目が変わってもいいと思うんですが、お金のないのも分かりますが、ぜひともその新築した方々に御配慮いただけるように何らかの形のことを考えていただきたいというふうに申し添えまして、1項目は終わります。

続けて、2項目めの予定価格の事前公表についてをお尋ねいたします。

以前から松前町の工事等の入札制度の中で予定価格の事前公表の話がありましたが、いずれも抽せん落札が増加するなど説明されて、実施されていません。私は、抽せん落札は理由にならないと思います。なぜならば、落札で抽せんでありましても、予定価格よりもできるだけ少ない価格で抽せんしとれば、何ら問題ないわけです。それは予定価格が分かってないから、後になって抽せん落札した価格がどうだったかちゅうのが住民、私たちにも分からないわけです。住民は一円でも安く工事ができるということを望んでいるわけでありまして。愛媛県下で事前公表をしていないのは松前町だけだというふうな話を何回もしてる。電子入札も実施されています。なぜいまだに事前公表をしないんですか。ましてや工事以外でも、業務委託、コンサル、物品販売も入札していますが、これは事後公表も今していません。事後公表もしていない。ましてや随意契約になると、全く分からない。こういう市町村はないのではないかと危惧しております。なぜいまだに事前公表をしていないのかを答弁ください。

**○議長（住田英次）** 理事者の答弁を求めます。

仙波出納局長。

**○出納局長（仙波晴樹）** 予定価格の事前公表についてお答えいたします。

令和3年12月、令和4年12月議会で西村議員から、令和5年6月議会で伊賀上議員から同様の質問を受けて答弁しましたように、国の指針や有識者である大学教授の意見を踏まえて検討を重ねた結果、予定価格の事前公表によるデメリットのほうが大きいと判断し、当町では事後公表を継続しています。

しかしながら、議員のおっしゃるとおり、電子入札の導入など入札制度も徐々に変化していることから、予定価格の公表の仕方を含め、よりよい制度となるよう、国、県及び他市町の動向を参考に、引き続き研究してまいります。

また、町内の事業者の具体的な意向を確認するため、5月27日には松前町土木部会との意見交換会を開催しました。今後も引き続き、管工事組合など他業種の事業者からも御意見を伺うなど、本町にとって最適な入札制度の構築に努めてまいります。

以上です。

**○議長（住田英次）** 加藤博徳議員。

**○14番（加藤博徳議員）** 一定の答弁いただいたのですが、それは前からお聞きしているそのままのとおりであります。

今の答弁の中に、国、県及び他の市町の動向をというふうなことがありましたが、やってないのは松前町だけなんです。他の動向じゃないんです。そこんところをよく考えて、どっちの方向にするかというのを考えていただきたい。

また逆に、この予定価格を公表することによって、理事者の算出精度を逆に問われるというふうなことになろうと思うんです。今落札率がどのくらいであるかということは御承知のとおりだと思うんですけども、落札率が低いからいい、高いからいいというわけではなくて、その入札の価格そのものの精度がどの位置におるのかというふうなことだろうと思うんです。今、一定のものを工事なり、物品購入するなり、いかにその値段が正しいかどうか、普通の一般の方が100円のものを100円で買うかどうかというのが落札率だろうと思うんですけども、そういうことを踏まえて、やっぱり算出精度というのは上げていく必要があると思うんです。その精度をお互いに上げていって、その売るほう、買うほうがいかに適切なものを適切な価格で買っているかどうかという指数がやはり予定価格であって、落札価格であるというふうに思っております。そういうことを踏まえて公表を早急にしていただくと、議員が確認する場合でもその確認ができます。今は全く分かりませんから確認のしようがないということでもありますので、そのあたりの公表の時期というのが分かれば、もう一度。

○議長（住田英次） 仙波出納局長。

○出納局長（仙波晴樹） 先ほどの答弁にもなりますけど、公表の時期といたしますか、予定価格の公表の仕方を含め、よりよい制度になりますように引き続いて研究してまいりますので、今の段階では、いつとか、やるとか、やりたいという判断はまだ研究中ということになります。

○議長（住田英次） 加藤博徳議員。

○14番（加藤博徳議員） 検討中というのはいつまでたっても検討中になるんで、こういった場合においては、少なくとも目標値があって、その目標値に達成するためにいつまでに何をどうするというふうなことが大事なことだろうと思いますので、早急に目標値を設定していただいて、答弁をまたいただけるように御配慮いただければというふうに思います。

次に、南黒田工業団地の開発概況についてお尋ねをいたします。

南黒田工業団地の開発予定等の概略を説明していただきたい。過去にいろいろこの工業団地については開発予定が出ておったわけではありますが、進出を予定している業者の方からは全く先が見えてないというふうなことで、業者の方にとってみれば一世一代の大行事だろうと思います。現在どのようになっているのか、お知らせください。

また、分譲価格についても、やはりある程度の見通しを出してあげないと、高い、安いの問題もあらうと思いますが、工業団地での環境というのは徐々に変わってきてると思う

んですけども、おおむね思ってる方の着地点で収まるのか、収まらないのか、業者の方にとって計画を継続していった方がいいのかどうかというふうな問題があると思うんです。そのあたり箸にも棒にもかからない価格、面積でいざ発表してもらっても遅いというふうなことになろうかと思えます。

また、発売時期についても、工場進出企業にとっては非常に大きな判断の時期になろうと思うんです。明確な販売時期をお示しいただきたい。

また、土地開発による費用対効果、松前町がせつかく工場誘致の土地を開発しても、それが逆に費用が松前町の住民負担になっては何の意味もないと思います。もちろん固定資産税で返ってくるというのはもちろん分かりますが、はい、50年先です、60年先ちゅうふうなマネジメントはないと思うんです。賛否両論はあろうかと思いますが、自治体の経済負担が多くなり過ぎないかという懸念もあろうと思います。そのあたりのことを踏まえて御答弁いただきたいというふうに思います。

**○議長（住田英次）** 理事者の答弁を求めます。

渡部産業建設部長。

**○産業建設部長（渡部博憲）** それでは、南黒田工業団地整備事業についてお答えいたします。

初めに、開発の概要と現在の状況についてお答えします。

開発の概要については、令和5年9月の議員全員協議会で説明いたしましたとおり、約5ヘクタールの農地を造成し、一番南側に調整池を設け、近くにある住宅地と工業団地の距離を保つ形で開発を行い、事業用地を分譲する計画としています。

現在の状況について、令和6年度は工業団地への進入路の設計を行っており、完了後に本工事に着手する予定です。また、工業団地本体の造成設計も今年度着手する予定となっております。

次に、分譲価格についてお答えします。

南黒田工業団地は、立地を希望する企業を公募することとしており、応募に係る募集要項において分譲価格を公表します。募集要項の公表につきましては、7月1日を予定しておりますので、募集要項に関する内容につきましては、ここでの発言は控えさせていただきます。

なお、当初予定していた価格に対して変更はないのかという御質問につきましては、現在と当初予定していた計画では工事に係る人件費や資材費の価格が異なるため、分譲価格は同じではありません。

次に、販売時期についてお答えします。

今年度、公募により分譲する企業を決定した後、分譲用地の売買契約に先立ち、松前町及び松前町土地開発公社を含めた3者で松前町南黒田工業団地分譲用地の譲渡に関する基

本協定を締結する予定です。令和9年度末に工業団地が整備された後、最終的な面積を確定し、土地の売買契約を行う予定です。

最後に、土地開発による費用対効果についてお答えします。

松前町土地開発公社が実施する工業団地造成に係る費用と企業への土地の売渡し代金を差し引くと、工業団地造成に係る費用が上回る試算です。しかしながら、将来を見据えた場合、立地後の固定資産税の収入や雇用の創出などを考慮すれば、本町において効果の高い事業になると考えています。

以上でございます。

○議長（住田英次） 加藤博徳議員。

○14番（加藤博徳議員） まだまだこの工業団地には議員にもまだ分かってない部分が非常に多いので、質問の中身がよく理解できません。例えば、費用対効果の中で、松前町が造ろうとしとります橋と道のこの減価償却はどう考えるのかとか、そういうふうな部分を明確にした上での費用対効果になろうかと思えます。いざ募集して、金額が合わずに企業が来なければどうするのかというふうなことを心配するのは私だけでしょうか。そういう心配が当たらないように願うばかりであります。7月の当初の状態を注目して、この項目については終わりたいと思えます。

次に、4項目めの質問に移ります。

今、松前保育所跡に設置予定の貯留施設について、全体構想について、全体の構成条件等を含め住民の方に説明しているのでしょうか。いろいろな条件設定されていると思うが、設定条件をお知らせいただきたい。

また、この貯留施設について、現実は今大型ポンプが2台設置されているが、このポンプ設置と貯留施設での費用対効果についてお知らせください。

○議長（住田英次） 理事者の答弁を求めます。

大政まちづくり課長。

○まちづくり課長（大政邦弘） 失礼します。松前保育所跡に設置する貯留施設についてお答えいたします。

初めに、全体構想についてお答えいたします。

この事業は、筒井地区の浸水被害の軽減を図る目的で、義農公園及び松前保育所跡に東西方向に約39メートル、南北方向に約77メートルの雨水貯留施設を設置するものです。

雨水貯留施設の設定条件については、松前町における近年の最大降雨である平成29年の台風18号の雨量に対し、義農湛水防除施設の排水ポンプを補完するために計画したものです。この降雨の際に筒井地区の浸水を起こさないための雨水貯留施設の容量は、シミュレーション上、1万6,000立方メートル必要でしたが、1万6,000立方メートルの施設を設けるには仮設費や地下水対策費に多額の費用を要することとなるため、浸水を軽減させる観

点から、床下浸水に及ばない、また自動車の通行が可能な水深20センチメートル未満の水深を許容させることとして、1万立方メートルの容量としました。

なお、周辺住民への説明会につきましては、町が所有する敷地内で完結する工事であることから、施工業者が決定した後に地元説明会を実施する予定です。

次に、増設と貯留施設設置の費用対効果についてお答えいたします。

既存の義農湛水防除施設に同規模の能力である排水機場を増設した場合を試算すると、事業費が約18億円、雨水貯留施設を整備する事業費が21億円となることから、排水機場を増設する事業費のほうが約3億円程度安価となります。しかし、設置後50年間にかかる費用を比較した場合、排水機場増設の場合は排水ポンプ及び電気設備、建屋の更新などの費用で約13億円かかり、雨水貯留施設では施設の補修に係る費用などで約1億円かかります。建設費と維持管理費を含めた総費用では、排水機場増設で約31億円かかり、雨水貯留施設で約22億円となり、雨水貯留施設のほうが約9億円程度安価となるため、雨水貯留施設の整備を計画しました。

以上です。

○議長（住田英次） 加藤博徳議員。

○14番（加藤博徳議員） るる説明をしていただきました。その中で、設定条件が、今答弁いただきましたのが、平成29年の台風18号の雨量に対してというふうなお答えをいただきました。要するに、今の線状降水帯の豪雨の中で、時間当たり50ミリ、100ミリ、先般の5月18日の豪雨では24時間で156ミリ、5月1か月に降る雨の量が一遍に降ってきたというふうなこともあります。どれだけの時間帯降雨または1日の雨量、二、三日の雨量に対してこの1万で床上の浸水を防げるというふうなことの設定なのかというのがちょっと見えてきません。貯水槽にいっぱいになったら、もうそれで終わりになってしまうと思うんですね。先般156ミリの18日のときには、ポンプ1台しか動かしていませんでした。たまたま引き潮で水が引いとった場合等もあると思うんですが、やっぱり最悪条件の場合においては、満潮の大潮のときに門を閉めた折に、どこまでの住民の方の安全を守れるんかというふうなことが大事なことだろうと思うんです。先ほど費用がどうのこうのという答弁いただきましたが、住民の方は費用はもちろんかかるのは分かっていますが、絶対に浸水しないというふうなことが大事なことです。3億円安いとかね、そういう話をお聞きしとんじゃないんです。今の状態で、満潮で大潮のときにでも雨がどれだけ降っても大丈夫ですよという安心した言葉が欲しいんです。そういう具体的な数値を示していただきたい。今出てなくても後でもいいですから、示していただきたいんですが、いかがでしょう。

○議長（住田英次） 大政まちづくり課長。

○まちづくり課長（大政邦弘） 失礼します。先ほども御説明しましたとおり、浸水をし

ないようにするためには、シミュレーションで出した結果、1万6,000立方メートルの水槽があれば浸水しないという形になりますけども、それでは施設を大きくし過ぎてお金を使うばかりになるということがありますので、最低限、車が走れる程度の20センチを許容させるということで1万立方メートルの施設とさせていただいております。

以上です。

○議長（住田英次） 加藤博徳議員。

○14番（加藤博徳議員） その説明はさっきお聞きしたんですが、時間当たりの降水量が幾らだから、1日の降水量が幾らだからとか、そういう形のものはシミュレートしていませんか。

○議長（住田英次） 大政まちづくり課長。

○まちづくり課長（大政邦弘） その雨量なんですけども、施設を大きくするためには雨量を大きくすれば何ぼでも大きいものを造れるわけなんですけども、そういうわけではなくて、計画する段階で、最近の被害の中で一番大きいもの、平成29年9月の18号台風、これが一番最近の近々の中で一番被害が大きかったので、もうこれを対象として設計させていただいております。

○議長（住田英次） 加藤博徳議員。

○14番（加藤博徳議員） さすれば、もう一度私がこの平成29年台風18号の時間当たりの雨量を調査し、再質問せえと、こういうふうな御指摘になるんでしょうか。

○議長（住田英次） 渡部産業建設部長。

○産業建設部長（渡部博憲） 失礼します。先ほど来の質問でございます。

平成29年の台風18号の雨量がどうだったかという御質問ですが、日雨量が186ミリ降っておりました。約30ミリの雨が6時間ほど続いたというような感覚で、30掛ける6時間で180ミリということが平成29年台風18号の大雨の状況でございます。ですから、直近ではその台風の雨が軽減できるような施設を設けようということで計画したものが今回の雨水の貯留施設の計画でございます。

議員さんおっしゃるように、ゲリラ豪雨、時間50ミリでありますとか100ミリの豪雨については、なかなか対応し切れないという現状ではあるのですが、直近の事例の雨水については排除、軽減しようということで、そちらの諸元を基に今回計画をいたしました。

以上です。

○議長（住田英次） 加藤博徳議員。

○14番（加藤博徳議員） るる質問をしましたけども、対応できる状態がどこまでかというふうなことが住民の方は一番知りたいんです。その設定条件をきちっとやっぱり明確に教えてもらわないと、住民の方は、議員の方も、やっぱりそれだけのお金を使ってほんまに大丈夫なんかということがあるわけです。その点についてもう少し細かく設定条件を教

えていただきたいというふうに思います。最悪の状態でも、そのことによって地域の住民の方が安全で安心して過ごせるような施策にしていきたいというふうに思います。詳細はまた私自身も調べて、足らんとこは教えてください。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（住田英次） 加藤博徳議員の一般質問を終わります。

暫時休憩。

午後 1 時37分 休憩

午後 1 時40分 再開

○議長（住田英次） 再開します。

一般質問を続けます。

2 番池内邦仁議員。

○2 番（池内邦仁議員） 議員番号 2 番池内邦仁です。

議長の許可をいただきましたので、一般質問を始めます。

初めに、空家対策についてですが、今年 3 月に質問させていただいたときの回答で、利用可能な空家について、愛媛ふるさと暮らし応援センターが運営しているえひめ空き家情報バンクが県外の移住者向けに家屋情報等を記載しており、引き続きこの空家バンクでの紹介など情報提供に努めると回答していただきました。

そこで、実際にえひめ空き家情報バンクにアクセスしたところ、松前町関係で 2 件の登録しかありませんでした。この状況では、移住者に向けての十分な情報発信にはつながっていないのではないかと危惧しております。利用可能な空家については、県外からの移住者だけでなく、他市町からの移住に対しても県外からの移住者と同様な補助を出す。また、令和 5 年に改正された農業経営基盤強化促進法等により、現在地域計画の策定が実施されている状況下で、町外の方で認定農業者として移住してきたいと考えている方にはさらに補助を出すといったことは考えているのか。あるいは、コミュニティの場として活用する、備蓄倉庫として活用する、避難場所として使えないかなど、いろいろなことをさきの補助を含め町独自に検討してみることが必要ではないかと考えています。様々な手法による空家利活用の取組が先進事例としてあると思いますが、今、町独自に考えている対策はあるか、お伺いいたします。

○議長（住田英次） 理事者の答弁を求めます。

大政まちづくり課長。

○まちづくり課長（大政邦弘） 失礼します。空家対策についてお答えいたします。

空家の利活用については、今後は民間団体と連携して検討を進めていくこととしています。具体的には、自治体と連携して古民家を活用したまちづくりを行っている全国古民家再生協会や地域の空家バンクと連携しながら空家の利活用に取り込んでいる全国空き家ア

ドバイザー協議会、不動産取引の専門家である愛媛県宅地建物取引業協会などと連携を図ることを予定しております。

御指摘のとおり、えひめ空き家情報バンクは十分に活用されているという状況ではありませんので、情報量を増やすなど情報発信の充実を図ることは必要ですし、空家の利活用の検討においては、移住者対策だけではなく地域住民の交流の場としての活用や、災害発生時の避難所や備蓄倉庫としての活用など、幅広い視点で検討を行うことが必要であると考えます。このため、今後は、連携を図ることとしている各団体の専門的な知識と経験を活かしながら、町の実情に応じた空家対策を進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（住田英次） 池内邦仁議員。

○2番（池内邦仁議員） まさに避難場所として使えないかとかというようなことをこれからもずっと考えてもらって、松前町としてどうしていくのがベストなのかというところを考えてもらって、独自に進めてもらったらというふうに考えております。

それでは次に、真の教育のまちのスローガンについてお伺いします。

田中町長の公約の中で、希望が育つ真の教育のまちとして、公立学校の教育の質を向上させるとありましたが、今年2月に議会が中心となり、町民の皆さんを対象に議会報告会並びに意見交換会を行いました。そのときに、子どもたちが将来この松前町に戻ってきけるような環境をつくってほしいという意見がありました。そのためには、住むところが必要であるとか、働く場所が必要であるとか、多くの意見が出ましたけれども、教育についても意見が挙がりました。子どもたちが小さいうちから松前町のいいところ、悪いところを知ってもらい、もちろんそれは生活面のことであったり、松前町の歴史であったり、自然災害であったり、仕事関係など多岐にわたりますが、これらのことを踏まえた上で、どうしたらよりよい松前町になっていくかを考えるきっかけをつくっていただき、将来、そうやって育った人たちと各世代の人たちが協力して、未来に続く松前町になるようにしたいとの意見がありました。

具体的に一つの例を挙げると、小学校からの防災教育が必要というものでした。南海トラフ地震の発生確率が高くなっている今、防災面でも各地域に根差した教育も必要だろうと考えます。小学校の防災教育については、防災ノートなるものを作成し、実施している自治体もあるようです。ハード面の整備も必要ですが、子どもたちが松前町に帰ってきたい、住みたい、さらに言えば松前町をこんなまちにしていきたいと思えるよう、また興味を持ってもらえるよう、今後、各方面の町の取組を分かりやすく子どもたちに伝えるカリキュラムの作成を考えているのか、お伺いいたします。

○議長（住田英次） 理事者の答弁を求めます。

足立教育長。

○教育長（足立一志） 松前町で育った子どもたちが大きくなって松前町に帰ってきたいと思えるための教育カリキュラム作成についてお答えします。

議員の言われる教育カリキュラムとは、子どもたちにとってより充実した学習となるように、学校の教育目標に向けて、学習指導要領に基づきどのような教育内容にしたり、どれくらいの授業時数にしたりするのかをまとめた計画である教育課程と認識しています。

本町においては、各学校の特色を生かした教育課程に基づき、教員が創意工夫しながら効果的な授業となるよう努めており、その中で町独自の学習活動や松前町についての学習をする時間を設けています。

ふるさと意識を育む学習については、令和6年3月議会で藤岡議員に答弁しましたとおり、小学校の社会科で町が独自に作成した社会科副読本「松前の暮らし」を活用し、町の歴史や文化、自然に関する知識や義農作兵衛の業績や生き方などを学び、地元を知ることのできるふるさと意識の醸成を図っています。また、総合的な学習の時間では、小中学校共に地域の特色や課題を調べ、自分たちに何ができるのかを考え、実践する学習を進めており、特に中学校では、5日間の職場体験学習により、地域の企業の特色やよさを実感する活動を実施しています。

議員からお話があった防災についても、これらの地域に関する学習と関連づけながら、松前町で想定される災害について理解し、命を守る行動につなげる防災教育を進めています。

学校では、各学年の教育課程に基づいた教育を進めており、別にカリキュラムを作成することは考えていませんが、今後さらに地域との連携を深め、地域教材の開発や地域の人材の活用などにより効率的・効果的な授業となるよう努め、松前町の現状や今後について学ぶ機会を持つことができるようにしていきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（住田英次） 池内邦仁議員。

池内議員、2の2が飛んどるようですが、一緒に質問されますか。

○2番（池内邦仁議員） スポーツ振興について。

○議長（住田英次） はい。

○2番（池内邦仁議員） はい、すいません。

真の教育のまちのスローガンでは、年少世代アスリートの発掘や障がい者スポーツの充実などに取り組むとありますが、そのハード面の一つがホッケー公園ではないかと思えます。先日も四国高校選手権か何かの大会で県外からもたくさんの選手が来ていたけども、物すごく暑い日で、一部の人たちは木陰や建物の陰で休んでいる状態でした。そこには体育館があるのですが、その周りでも陰になるところを陣取って休んでいました。この体育館はかなり古く、また障がい者に優しい造りにもなっていないと感じるんですが、ホ

サッカー選手のため、ロッカーや休憩場所または災害対策なども盛り込んだ施設に新設する考えはありますか。もちろん資金面が厳しいのは分かっていますが、官民連携事業として、例えば水循環システムの実証を行う県もしくは企業と協力するとか、トイレやシャワー設備は一部をユニット化し、もしものときには軽トラユニットとしていろいろなところに移動ができるとするとか、災害対策にも役立つものとして新設する考えはあるのか、町の考えをお伺いいたします。

○議長（住田英次） 理事者の答弁を求めます。

足立教育長。

○教育長（足立一志） スポーツ振興についてお答えいたします。

ホッケー公園体育館は、昭和55年に建築されており、これまで町民のスポーツ振興の場として多くの方に御利用いただいております。しかし、築44年を経過し、老朽化が著しい状態であり、経年劣化による故障箇所等の修繕を行いながら使用している状態です。

議員御指摘のとおり、町の指定避難所でもあります。建築年度が古いため、障がい者や高齢者に配慮された構造にはなっていません。そのため、障がい者や高齢者に優しい新しい施設への更新が必要であると考えています。

一方、松前町国体記念ホッケー公園ホッケー場は、日本代表チームや大学ホッケー部の強化合宿での利用や県内外の中学生によるまさきカップ、オリンピックによるホッケー教室等の開催により全国的にも知名度が向上しつつあり、令和5年度のホッケー場の利用者は延べ1万7,682人となっています。ホッケー公園体育館は、これらのホッケー場利用者や大会イベント開催の控えの場所としての役割も持っており、利用者からクラブハウス設置を要望する声も強くあるため、最先端のホッケー場に見合った施設の設置について検討していく必要が出てきています。

これらのことから、松前町国体記念ホッケー公園の機能向上を図るため、体育館とクラブハウスの機能を併せ持つ複合施設を整備できないかと考えています。町の財政状況が厳しい中で町単独で整備することは難しいため、国の補助金や交付金等特別財源の獲得を視野に入れて検討を行い、ホッケー場の快適な利用や町民のスポーツ振興に資するとともに、障がい者や高齢者に配慮したバリアフリーの機能を有した施設の整備を計画していきたいと考えています。

○議長（住田英次） 池内邦仁議員。

○2番（池内邦仁議員） 失礼いたしました。2の1、2が同時に質問できませんで申し訳ありませんでした。

まず、1番目のほうですけれども、先ほど町長からも各個人にパソコン、タブレットですかね、が配られるというようなお話もありましたので、そのいろんなカリキュラムを別に教えるんじゃないかと、そこのデータの中に入れて込む、それを誰でも自由に見れるようにし

ていくようなことも考えていただけたらなというふうには思います。

それと、体育館のほうはよろしく願いいたします。

私の質問は以上でございます。

○議長（住田英次） 池内邦仁議員の一般質問を終わります。

3番池田幸子議員。

○3番（池田幸子議員） 議席番号3番池田幸子です。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、6月定例会に当たり一般質問させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

まず初めに、松前町地域防災計画について、現在の本町の避難行動要支援者の個別避難計画の作成状況についてお尋ねいたします。

令和3年より避難行動要支援者については、個別避難計画を作成することが努力義務となっており、対象者は平常時からの名簿提供に同意されている方となっています。また、松前町避難行動要支援者避難支援計画においても、名簿提供の同意者を個別計画の対象者として平常時より自主防災組織に情報提供し、自主防災組織は民生委員・児童委員の協力を得て、戸別訪問をして個別計画を作成すると書かれています。現在、どの程度情報が自主防災組織等に行き渡っており、実際に即動けるよう具体的な対策がなされているのか、お聞かせください。

また、平常時から名簿提供に不同意の要支援者は、町防災担当部局にも避難支援等関係者にも情報が渡らないため、個別計画も存在しませんし、備えが不十分なまま災害時を迎え、避難支援がなされない可能性が高まります。その課題に対しての対策と現状についてお聞かせください。

さらに、災害時、本町では、福祉避難所は指定緊急避難場所が開設された後で準備を整えてから開設される計画となっています。第1段階で指定緊急避難場所へ避難した要支援者をどのように把握して、混乱なく速やかに福祉避難所に避難させるのか。直接福祉避難所に避難できるように指定緊急避難場所と福祉避難所を同時開設することについての意向も含めて、具体的な対策をお聞かせください。

○議長（住田英次） 理事者の答弁を求めます。

徳居副町長。

○副町長（徳居芳之） 避難行動要支援者についてお答えします。

松前町地域防災計画では、避難行動要支援者を高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する要配慮者のうち、自ら避難することが困難な者であって、迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者と規定しており、そのうち自力で避難することが困難な者、かつ家族等避難支援を受けることができない者を確認したのち、避難行動要支援者名簿を作成することとしています。

また、同計画において、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、避難行動要支援者名簿の情報に基づき、避難行動要支援者の個別避難計画を策定することとしています。令和6年1月末時点で2,832名の避難行動要支援者名簿を作成しており、そのうち51名の個別避難計画を策定しています。

避難行動要支援者名簿については、年に1回更新した名簿を庁内関係部局、松前消防署、伊予警察署、自主防災組織、民生委員・児童委員及び社会福祉協議会に提供し、その情報を平常時から共有しています。

一部の地域では、自主防災組織と民生委員・児童委員が協力して避難行動要支援者を訪問し、実態を把握するほか、1地区では、本年3月に個別避難計画の策定に向け、町の関係課職員と自主防災組織や民生委員・児童委員、実際に避難所まで誘導する近所の支援者や対象者本人とその家族による支援者会議を開催し、協議を重ね、医療的ケア児の個別避難計画を策定しました。このように、今後も町と関係者とが協議する場を設けることにより、実効性のある個別避難計画の策定に努めていきます。

名簿の提供に同意しない避難行動要支援者数は、令和6年1月31日時点で163名となっています。災害対策基本法により、実際に災害が発生し、特に必要があると認めるとき等は同意しない要支援者の方の情報を関係機関に提供することはできますが、平常時には提供することができないため、災害時の避難に備えることはできません。そのため、同意が得られない方には避難行動要支援者名簿の重要性を周知し、迅速な避難支援につながるよう働きかけていきます。

次に、指定避難所内における避難行動要支援者の把握については、指定避難所への避難状況を把握するため、避難者名簿を作成することとしており、その名簿と避難行動要支援者名簿を突合し、対象者を把握するほか、避難時の身体の状態や聞き取り等により判断することとしています。その後、必要に応じて松前町総合福祉センターをはじめとする11か所の指定福祉避難所へ移送することとしています。指定福祉避難所は、被災状況を踏まえた上で、福祉施設関係者との受入協議を行ったのち、開設することとなりますが、令和3年に災害対策基本法施行規則が改正され、個別避難計画等で地域や関係者と事前の調整が完了しているものや生命の危険が迫っている場合には、直接指定福祉避難所へ避難することも可能となっています。したがって、指定避難所と指定福祉避難所の同時開設は、個別避難計画で事前に定められている場合や災害や避難所生活の局面により結果として同時開設することもあり得ますが、現状では個別避難計画の策定が進んでいないため、指定避難所において避難行動要支援者への対応が混乱する可能性があります。このため、避難行動要支援者の避難がスムーズに行えるよう、地域や関係機関と連携し、早期の個別避難計画の策定に努めていくこととしております。

以上です。

○議長（住田英次） 池田幸子議員。

○3番（池田幸子議員） よく分かりました。

2段階で避難するとなると、災害混乱時に改めて要支援者を探し出したり、アナウンスする困難も予想されると私は思っていたんですけども、その前に個別避難計画の策定がそもそも進んでいないから、同時開設することにより今はメリットがないということがよく分かりました。今後、個別避難計画の策定が早く進むように努めていただきまして、ぜひ福祉避難所と指定福祉避難所とを同時開設することをお願いしたいと思います。

続きまして2つ目、不登校児童生徒への支援について、福祉と教育間での支援の情報共有や連携についてお尋ねいたします。

不登校児童生徒の支援は学校教育課でも進めていただいております。とてもうれしく思っています。同時に、福祉分野でも支援が進められており、不登校児童生徒を対象に日中サービスを提供する放課後等デイサービスも増えてきました。もちろん放課後等デイサービス的前提としては、不登校支援のための福祉サービスではなく、支援を必要とする障がいのある子どもが対象となっていますが、実質、障がいがなくても不登校などの場合も、子どもの健康状態や精神状態を伝えて審査を受けることで通所受給者証を取得可能だと伺っております。これは、不登校と発達障がいというものが相関しているケースが多くて、発達に何らかの課題を抱えていることも多いことから、放課後等デイサービスの支援を必要とする対象に当てはまるのだと思っております。その明確な方針も分かりづらい支援だと感じています。

もし子どもが学校を休みがちである背景に障がいがあると考えられる場合、子どもにも保護者にも適切な支援や配慮が必要です。教育、学校の内部で適切な支援が提供されることも大切ですが、後方支援として個別性に高く配慮された環境と専門性の高い職員の中で自信や安心を深めたりする場として放課後等デイサービスが計画的に使われることは望ましいのではないかと思います。ですが、不登校で放課後等デイサービスを利用できるなんて知らなかったという保護者の方はたくさんいます。そもそも放課後等デイサービスの存在すら知らないという方も多くいますし、先生も詳しく知らない方が大半です。保護者は、学校からの情報にはアクセスしやすいのですが、福祉支援等、学校外の情報にはなかなかスムーズにたどり着けません。不登校となっている児童生徒と保護者が他の選択肢や可能性があることにたどり着けないまま孤立して悩んでいるケースが多くありますが、学校でこのような支援が周知され、保護者にも情報が行き渡ることによって可能性が広がる児童生徒や保護者が増えるのではないかと考えます。不登校児童生徒をそれぞれ必要なケアに導くためにも、放課後等デイサービスなど福祉の支援も教育現場で正しく理解していただき、一つの可能性として保護者に届くように連携が必要に思うのですが、縦割りになりがちな行政の分野間での連携について、具体的な現状と今後の意向をお聞かせください。

○議長（住田英次） 理事者の答弁を求めます。

足立教育長。

○教育長（足立一志） 不登校児童生徒への支援に関し、福祉と教育間での支援の情報共有や連携についてお答えします。

議員御指摘の福祉と教育間での支援の情報共有や連携については、教育委員会としては、子どもたちの健やかな成長を支援するためには非常に重要であると考えています。例えば、特別支援教育においては、障がいのある子どものニーズに応じた教育的支援を学校等と関係機関が連携して行うため、学識経験者、医療・福祉関係者、学校関係者、行政・幼児関係者で構成する松前町特別支援連携協議会を設置して、顔の見える関係づくりや情報共有を図っています。また、虐待、非行、ヤングケアラーなど学校や家庭での様々な問題に対し、児童生徒や各家庭の状況等に応じてスクールソーシャルワーカー等が町保健福祉部局や児童相談所、警察などと連絡を取り、連携・協力して対応しています。

授業終了後や休業日に利用する放課後等デイサービスは、単に不登校であるだけでは利用できませんが、障がいのある子どもや医師の意見書等に基づき療育の必要性が認められた子どもについては、学校やスクールソーシャルワーカー等から事業所の情報を保護者に提供し、利用を希望する場合には町保健福祉部局と連携し、支援につなげています。しかし、教職員間の中で共通認識が十分でなく、情報が伝わらない場合も考えられることから、より一層周知・啓発に努めてまいります。

教育委員会としては、福祉と教育の連携した対応はますます重要になっていくと考えており、引き続き町保健福祉部局をはじめ関係機関と緊密に連携し、子どものよりよい育ちのため、子どもの状況に応じた多様な支援と学習機会の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（住田英次） 池田幸子議員。

○3番（池田幸子議員） よく分かりました。福祉と教育分野での連携について、とても前向きに重要性を考えていただいております、心強く感じております。

3つ目の質問に移らせていただきます。

学校教育現場での生活支援員について、雇用形態と勤務時間の制限についてお尋ねいたします。

生活支援員を必要とする児童生徒が増加し続ける中、本町においては、現在、生活支援員の勤務は4時間程度に制限されていると伺っています。この時間制限は、支援員側の希望ではなく、本町の意向だと伺っており、今年2月の広報の募集内容にも1日4時間という記載がありました。時間に制限をかけている理由等も含め、現状と今後の意向についてお聞かせください。

また、成り手不足の問題もあり、児童生徒に支援が必要な場合でも、教職員や保護者は

支援を要求することを遠慮する風潮があります。そのため、保護者が付き添っているパターンも非常に多く、中には毎日子どもに付き添うために仕事を辞めざるを得なかったという保護者もいます。生活支援員などの支援についての相談が可能だったり、支援を受けるためのプロセスがあったりという情報もよく分からないまま、自分が付き添えなかったら子どもはどうになってしまうのかという不安から、無理をしながらも子どもの学校生活の支援を背負ってしまっている保護者もいます。保護者を支援につけることの本町の意向をお聞かせください。

○議長（住田英次） 理事者の答弁を求めます。

足立教育長。

○教育長（足立一志） 学校生活支援員の雇用形態と勤務時間の制限についてお答えします。

学校生活支援員を配置するかどうかについては、医師や特別支援教育に関する専門的知識を有する者で構成し、教育上特別な配慮を要する児童及び生徒の適切な就学先の決定及び就学後の一貫した教育支援に関する審議や意見の答申を行う松前町教育支援委員会において、児童生徒一人ひとりについて支援の必要性や必要な場面を審議し、必要と判断された児童生徒について学校生活支援員の配置を行っています。

学校生活支援員の勤務時間は、令和4年9月までは1日5時間でしたが、同年10月の年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴い、1日5時間勤務とした場合、公立学校共済組合健康保険と厚生年金保険が適用され、配偶者の扶養から外れてしまうことになりました。当町の学校生活支援員は、健康保険が適用とならない配偶者の被扶養者のままでいられるということで選んでいた部分が大きく、辞めざるを得ない人が多数出てくることが予想されたため、令和4年6月に当時の学校生活支援員30人に対し学校生活支援員の健康保険・厚生年金保険適用に係る希望調査を行いました。その結果、約8割に当たる23人が健康保険・厚生年金保険が適用されない4時間の勤務を希望されたため、現在は4時間勤務でお願いしております。

議員御指摘の保護者が付き添っているケースは、現在2件確認しています。それぞれの状況に応じて子どもが落ち着いて円滑な学校生活を送れるよう保護者と相談し、対応しているものです。

学校生活支援員の確保や勤務時間については、教育委員会としても課題であると考えています。それぞれの子どもの状況に応じた支援を行えるよう学校生活支援員を確保していくため、勤務形態や雇用条件について検討していきたいと考えています。

以上でございます。

○議長（住田英次） 池田幸子議員。

○3番（池田幸子議員） よく分かりました。

時短についてなのですが、実際学校の現場では、生活支援員さんの退勤後は、支援が必要な児童生徒に対して先生の間で調整をするなどのコーディネートがとても大変な現状です。手が足りないことから、児童生徒側の授業の参加形態を調整するなど、そのしわ寄せが子どもたちに行っているということもあります。また、ただでさえ成り手不足の中、支援員を希望する方の中には、より長時間の勤務が可能だという理由で、他の市町で支援員をしているという声も聞いています。そういった現場の声もあるのですが、先ほど御回答にあったアンケートの結果も踏まえて、このあたりはしなやかな対応っていうのは難しいのでしょうか。

○議長（住田英次） 足立教育長。

○教育長（足立一志） 先ほど答弁で申しましたとおり、支援員の状況、また学校の教員の状況等も、課題として教育委員会としても把握はしておるつもりでございます。今後、保険、年金、また扶養手当等の関係を考慮しながら、また学校現場の状況も考慮しながら、制度、勤務時間等について考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（住田英次） 池田幸子議員。

○3番（池田幸子議員） 保護者を支援に付き添われる点については、現在2件把握されていると伺っておりますが、その管理状況っていうのがどういうふうに管理をされているのか分かりませんが、私の知る限り、もっと多く聞いておりますし、実際に見ております。なので、そもそも2件しかないというカウントになっているのであれば、その状況を把握するための機能がちゃんと機能していないような気がするのですが、その点いかがでしょうか。

○議長（住田英次） 足立教育長。

○教育長（足立一志） 今回の保護者の付添いの範囲かもしれないんですけども、一応こちらのほうで把握しておりますのは、学校の授業、活動等に保護者が付き添っている状況を2件と把握しております。学校まで送ってくる、また迎えに来る等の学校活動以外の場での保護者の付添い等については、把握は現在のところはしておりません。

以上でございます。

○議長（住田英次） 池田幸子議員。

○3番（池田幸子議員） この保護者が支援に付き添われるという点についてなんですけれども、私、国の政策とか、方針とか、研究機関などの資料をいろいろと拝見したんですけども、そういった事例や文言が見つからなくてですね、保護者を付き添わせるということをどういうお考えの下で取り入れておられるのか、お聞かせください。

保護者をその支援が必要な児童生徒に付き添わせるという点について、国の方針とか研究機関などの資料を拝見したんですけども、そういった意向とか、事例とか、文言が見

つからない状態です。保護者を付き添わせるという手段を取り入れているところにはどういったお考えの下で取り入れているのか、お聞かせください。

○議長（住田英次） 足立教育長。

○教育長（足立一志） 現在こちらが把握しておりますのは、一点は、学校が依頼しているのではなくて、保護者のほうが希望していると。子どもの付添いに保護者が一緒にいたいという希望があって、保護者が付き添っている状況が1件、それからもう一件につきましては、支援員の配置をしているんですけれども、支援員の配置がその子単独だけの支援だけで終わらない場合がございますので、全部が全部その子の支援に入れられないために不足しているところを、学校もちょっと不安がありまして、保護者がその時間に付き添うというような状況になっているのが1件と把握しております。

○議長（住田英次） 池田幸子議員。

○3番（池田幸子議員） 学校でもよく使われる保護者との連携という言葉があるんですけども、その言葉が使われると、ただでさえ肩身の狭い思いをしながら過ごしている発達の課題を抱える保護者は、どうしても動かざるを得ない心理的状况になります。保護者との連携って言われて付添いをするパターンが多いんですけども、その言葉には、連携には具体性がないので、そういった中身を吟味する必要があるのではないかと考えています。

そして、希望されるという件については、もちろん保護者が付き添うことで子どもも安心できて、安心した学校生活につながって、それが保護者にとっても、子どもにとっても、先生にとっても最適な解決策だというケースなら、もちろんそれはいいですし、これは学校の仕事でしょうという線引きはする必要はないですし、したくないと私は考えておりますけれども、どこか心理的に追い込まれて、強制的に付き添わざるを得なくなってしまって、教育現場もちろん大変ですが、家庭も大変です。学校での支援員の代わりに親が行くことによって力をそっちに注ぐあまりに、本来の親としての役割が損なわれていくといった問題も生じているように私は伺っています。保護者の役割っていうのは、教師や生活支援員とはまた違って、親としての役割が私は最優先だと思っているので、そのあたり、もっと保護者の方に配慮できるような現場であってほしいなと思っています。ちょっと現場とかけ離れているような実態かなと私が聞く限り思ったので、もっと現場に寄り添った調査をしていただきたいと思います。

ありがとうございました。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（住田英次） 池田幸子議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

午後 2 時26分 散会

地方自治法第123条第 2 項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

松前町議会議長 住 田 英 次

松前町議会議員 加 藤 博 徳

松前町議会議員 重 松 知 之



6月24日（第3号）

令和6年松前町議会第2回定例会会議録

令和6年6月24日第2回定例会は、松前町役場議場に招集された。

応招議員は、次のとおりである。

|          |          |           |
|----------|----------|-----------|
| 1番 重松知之  | 2番 池内邦仁  | 3番 池田幸子   |
| 4番 西村元一  | 5番 渡部恵美  | 6番 曾我部秀司  |
| 7番 住田英次  | 8番 田中周作  | 9番 城村トキ子  |
| 10番 影岡俊範 | 11番 稲田輝宏 | 12番 村井慶太郎 |
| 13番 藤岡 緑 | 14番 加藤博徳 |           |

不応招議員は、次のとおりである。

な し

出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、応招議員の14名である。

欠席議員は、次のとおりである。

な し

地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

|                |         |
|----------------|---------|
| 町 長            | 田 中 浩 介 |
| 副 町 長          | 徳 居 芳 之 |
| 教 育 長          | 足 立 一 志 |
| 総 務 部 長        | 大 川 康 久 |
| 保健福祉部長         | 早 瀬 晴 美 |
| 産業建設部長         | 渡 部 博 憲 |
| 出 納 局 長        | 仙 波 晴 樹 |
| 教育委員会<br>事務 局長 | 住 田 民 章 |
| 総 務 課 長        | 平 村 展 章 |
| 財 政 課 長        | 田 中 志 延 |
| 税 務 課 長        | 塩 梅 敬 介 |
| 危機管理課長         | 金 子 裕 之 |

|         |        |
|---------|--------|
| 町民課長    | 渡辺 司   |
| 福祉課長    | 佐藤 真一  |
| 保険課長    | 柏原 正   |
| 子育て支援課長 | 大西 雅弘  |
| 健康課長    | 渡部 直樹  |
| まちづくり課長 | 大政 邦弘  |
| 産業課長    | 山田 善仁  |
| 会計課長    | 田中 俊臣  |
| 上下水道課長  | 住田 俊哉  |
| 学校教育課長  | 金子 貴徳  |
| 社会教育課長  | 三原 三千夫 |

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

|             |       |
|-------------|-------|
| 議会事務局長      | 楠田 匡志 |
| 議会事務局<br>書記 | 徳本 敏子 |

令和6年松前町議会第2回定例会

議事日程表

No.3

令和6年6月24日（月）

午前10時30分

開議

- |       |            |                                                                   |    |    |    |
|-------|------------|-------------------------------------------------------------------|----|----|----|
| 日程第1  | 会議録署名議員の指名 |                                                                   |    |    |    |
| 日程第2  | 議案第39号     | 松前町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例                                      |    |    |    |
|       | 上程         | 委員長報告（総務産業建設）                                                     | 質疑 | 討論 | 採決 |
| 日程第3  | 議案第40号     | 松前町税条例の一部を改正する条例                                                  |    |    |    |
|       | 上程         | 委員長報告（総務産業建設）                                                     | 質疑 | 討論 | 採決 |
| 日程第4  | 議案第41号     | 松前町立認定こども園条例                                                      |    |    |    |
|       | 上程         | 委員長報告（文教厚生）                                                       | 質疑 | 討論 | 採決 |
| 日程第5  | 議案第43号     | 松前町中小企業振興資金融資条例                                                   |    |    |    |
|       | 上程         | 委員長報告（総務産業建設）                                                     | 質疑 | 討論 | 採決 |
| 日程第6  | 議案第44号     | 松前町下水道条例の一部を改正する条例                                                |    |    |    |
|       | 上程         | 委員長報告（総務産業建設）                                                     | 質疑 | 討論 | 採決 |
| 日程第7  | 議案第45号     | 松前町水道事業の水道の布設工事監督者を配置する対象工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例 |    |    |    |
|       | 上程         | 委員長報告（総務産業建設）                                                     | 質疑 | 討論 | 採決 |
| 日程第8  | 議案第46号     | 議決事項の一部変更について（財産の譲与）                                              |    |    |    |
|       | 上程         | 委員長報告（総務産業建設）                                                     | 質疑 | 討論 | 採決 |
| 日程第9  | 議案第47号     | 町有地の処分について                                                        |    |    |    |
|       | 上程         | 委員長報告（文教厚生）                                                       | 質疑 | 討論 | 採決 |
| 日程第10 | 議案第48号     | 令和6年度松前町一般会計補正予算（第1号）                                             |    |    |    |
|       | 上程         | 委員長報告（予算決算）                                                       | 質疑 | 討論 | 採決 |
| 日程第11 | 議案第49号     | 令和6年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）                                       |    |    |    |
|       | 上程         | 委員長報告（予算決算）                                                       | 質疑 | 討論 | 採決 |
| 日程第12 | 議案第50号     | 令和6年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）                                      |    |    |    |
|       | 上程         | 委員長報告（予算決算）                                                       | 質疑 | 討論 | 採決 |
| 日程第13 | 議案第51号     | 令和6年度松前町介護保険特別会計補正予算（第1号）                                         |    |    |    |
|       | 上程         | 委員長報告（予算決算）                                                       | 質疑 | 討論 | 採決 |
| 日程第14 | 事件撤回の件     | （議案第42号 松前町中小企業振興基本条例）                                            |    |    |    |

|        |    |               |               |               |    |
|--------|----|---------------|---------------|---------------|----|
|        | 上程 | 撤回理由説明        | 質疑            | 討論            | 採決 |
| 追加日程第1 |    | 議案第52号        | 松前町中小企業振興基本条例 |               |    |
|        | 上程 | 提案理由説明        | 質疑            | 委員会付託（総務産業建設） |    |
|        |    | 委員長報告（総務産業建設） | 質疑            | 討論            | 採決 |
| 日程第15  |    | 議員派遣の件        |               |               |    |
|        |    | 閉 議           |               |               |    |
|        |    | 町長挨拶          |               |               |    |
|        |    | 閉 会           |               |               |    |

午前10時30分 開議

○議長（住田英次） ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（住田英次） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、松前町議会会議規則第125条の規定により、議長が指名をします。

2番池内邦仁議員、3番池田幸子議員、以上両議員を指名します。

~~~~~

#### 日程第2 議案第39号 松前町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（上程、委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）

○議長（住田英次） 日程第2、議案第39号松前町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長稲田輝宏議員。

○総務産業建設常任委員長（稲田輝宏議員） 去る6月11日の本会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第39号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

議案第39号は、異常な気象現象により重大な災害が発生もしくは発生するおそれがある現場において行う応急作業等に従事する職員に対し、災害応急作業等手当を支給するため、所要の改正を行うものです。

審査において、支給額は730円を超えない範囲となっているが、それは1日単位か。1時間の場合はどうなのかとの質疑があり、支給額は、1日の作業時間が4時間以上の場合はこの条例に規定している額である。4時間に満たない場合は100分の60に相当する額を想定しており、規則等で規定する予定であるとの答弁がありました。

また、作業が夜間になる場合、時間外勤務手当と災害応急作業等手当の両方が支給されるのかとの質疑があり、両方支給されるとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（住田英次） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第39号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、議案第39号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第3 議案第40号 松前町税条例の一部を改正する条例(上程、委員長報告(総務産業建設)、質疑、討論、採決)

○議長(住田英次) 日程第3、議案第40号松前町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長稲田輝宏議員。

○総務産業建設常任委員長(稲田輝宏議員) 去る6月11日の本会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第40号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

議案第40号は、地方税法等の一部を改正する法律等が公布され、松前町税条例の一部を改正する必要が生じたため、所要の改正を行うものです。

審査において特に質疑はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長(住田英次) 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第40号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第40号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第4 議案第41号 松前町立認定こども園条例（上程、委員長報告（文教厚生）、質疑、討論、採決）

○議長（住田英次） 日程第4、議案第41号松前町立認定こども園条例を議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長田中周作議員。

○文教厚生常任委員長（田中周作議員） 去る6月11日の本会議において、文教厚生常任委員会に付託されました議案第41号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

議案第41号は、令和6年度末をもって松前町立松前幼稚園を廃止し、令和7年度から松前町立認定こども園まさき幼稚園を設置するため、新たに制定するものです。

審査の過程において、条文中に認定こども園に園長その他の必要な職員を置くところがあるが、具体的にはどのような職員かとの質疑があり、主幹教諭、主任教諭、教諭などであり、ほかにも年度職員、パート補助員も考えているとの答弁がありました。

次に、第4条に職員資格は明記しなくてよいのかとの質疑があり、職員を採用する際に職種、資格等を明示して募集をしている。他市町の事例でも職員の資格は明記しておらず、明記する予定はないとの答弁がありました。

次に、教育委員会規則をいつ制定するのか質疑があり、一般的に条例で権利義務等を規定し、詳細については規則で定める。今回の条例でも規則へ委任する条文を設けており、基本的には条例の審査が通った後に規則を制定するという順序になるとの答弁がありました。

次に、条文中に、特に必要があると認めるときは教育時間又は保育時間を変更することができることとあるが、具体的にはどのような場合を想定しているのかとの質疑があり、主に想定されるのは、園外行事や災害等が発生した場合であるとの答弁がありました。

次に、条文中に、期日までに一時預かり料を町に納付しなければならないとあるが、納付が期限に遅れた場合の対応及び処置の取扱いはどうかとの質疑があり、基本的には幼稚園又は教育委員会から保護者の方に納付の指導をするという形になる。あまりにも遅れが

続くようであれば、第10条の入園の承諾の取消しに該当してくるが、基本的には納付の指導を進めていきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、開園時間が松前町立保育所条例と異なるのはなぜかとの質疑があり、保護者の方の選択肢の幅を広げるという観点から異なる開園時間としているとの答弁がありました。

次に、一時預かり料30分50円の設定根拠はどの質疑があり、近隣の状況を調査し、時間を30分単位と小刻みにすることにより保護者の方が利用しやすいと考えて判断した結果であるとの答弁がありました。

また、生活保護世帯からも一時預かり料を徴収するののかとの質疑もあり、教育時間・標準時間は無料であり、それ以外の一時預かり料は負担していただくことになるとの答弁がありました。

ほかには、議員から、定員を超える場合を想定しているのかとの質疑があり、定員を超えた場合は幼稚園籍は抽せんになり、保育所籍は申請に基づき優先順位をつけることになるとの答弁がありました。

また、土曜日の開園時間を午後6時半までにしたのはなぜか、それにより応募する子どもの数が増えることへの懸念はないのかなどの質疑もあり、教育委員会としては保護者の方の利便性に応じていきたいと考えたものであるなどの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（住田英次） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第41号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第41号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第5 議案第43号 松前町中小企業振興資金融資条例（上程、委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）

○議長（住田英次） 日程第5、議案第43号松前町中小企業振興資金融資条例を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長稲田輝宏議員。

○総務産業建設常任委員長（稲田輝宏議員） 去る6月11日の本会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第43号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

議案第43号は、松前町中小企業振興資金の融資制度を創設し、町内の中小企業者の事業経営に必要な資金の融通の円滑化を図り、中小企業の振興に寄与するとともに町経済の活性化に資するため、新たに制定するものです。

審査において特に質疑はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（住田英次） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第43号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第43号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第6 議案第44号 松前町下水道条例の一部を改正する条例（上程、委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）

○議長（住田英次） 日程第6、議案第44号松前町下水道条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長稲田輝宏議員。

○総務産業建設常任委員長（稲田輝宏議員） 去る6月11日の本会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第44号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

議案第44号は、常駐・専任規制及び届出規定の見直しを行うほか、下水道法施行令の一部を改正する政令により下水道法施行令の一部が改正されたことに伴い、規定の整備を図るため、所要の改正を行うものです。

審査において特に質疑はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（住田英次） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第44号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第44号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第7 議案第45号 松前町水道事業の水道の布設工事監督者を配置する対象工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例（上程、委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）

○議長（住田英次） 日程第7、議案第45号松前町水道事業の水道の布設工事監督者を配置する対象工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長稲田輝宏議員。

○総務産業建設常任委員長（稲田輝宏議員） 去る6月11日の本会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第45号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

議案第45号は、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令により水道法施行規則の一部が改正され、水道の管理に関する講習を行う者の登録に関する権限が厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管されたため、所要の改正を行うものです。

審査の過程において、権限が厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管されたことで、これまでの水道技術管理者の資格が無効になるのではないかとの質疑があり、これまでどおり有効であるとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（住田英次） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第45号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第45号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第8 議案第46号 議決事項の一部変更について（財産の譲与）（上程、委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）

○議長（住田英次） 日程第8、議案第46号議決事項の一部変更について（財産の譲与）を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

暫時休憩します。

午前10時52分 休憩

午前10時53分 再開

○議長（住田英次） 再開します。

総務産業建設常任委員長稲田輝宏議員。

○総務産業建設常任委員長（稲田輝宏議員） 去る6月11日の本会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第46号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

認可地縁団体上高柳自治会が上高柳集会所の建替えを行うため、令和6年3月13日議決議案第21号財産の譲与についてで議決を受けた集会所用地の所在地番の錯誤が判明したため、内容の一部を変更し、議会の議決を求めるものです。

審査において、所有者への対応について質疑があり、事案の経緯を説明し、快諾いただいた。今後このような変更が生じないよう確認の強化に努めていくとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（住田英次） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第46号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第46号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第9 議案第47号 町有地の処分について（上程、委員長報告（文教厚生）、質疑、討論、採決）

○議長（住田英次） 日程第9、議案第47号町有地の処分についてを議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長田中周作議員。

○文教厚生常任委員長（田中周作議員） 去る6月11日の本会議において、文教厚生常任委員会に付託されました議案第47号について、審査の内容とその結果を報告いたします。

議案第47号は、町有地を特別養護老人ホーム鶴寿荘及び軽費老人ホーム（ケアハウス）ひまわり苑の敷地として社会福祉法人鶴寿会に売却することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものです。

審査の過程において、売却後、土地の利用方法が変更されないよう売買契約書に土地の利用制限は規定されているのかとの質疑があり、売買契約締結の日から10年間は特別養護老人ホーム鶴寿荘とケアハウスひまわり苑の用地以外の用途に供してはならないと規定している。他にも、10年間は暴力団や風俗営業等の用途に供するところに売却や貸してはならないと規定しているとの答弁がありました。

また、10年間という期間の根拠についての質疑もあり、松前町普通財産売払いに関する要綱の用途の制限事項に規定する10年間の期間を適用しているとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（住田英次） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第47号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第47号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第10 議案第48号 令和6年度松前町一般会計補正予算（第1号）（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）

日程第11 議案第49号 令和6年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）  
（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）

日程第12 議案第50号 令和6年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）

日程第13 議案第51号 令和6年度松前町介護保険特別会計補正予算（第1号）  
（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）

○議長（住田英次） 日程第10、議案第48号令和6年度松前町一般会計補正予算第1号、日程第11、議案第49号令和6年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第1号、日程第12、議案第50号令和6年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号及び日程第13、議案第51号令和6年度松前町介護保険特別会計補正予算第1号の4件を一括議題とします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長影岡俊範議員。

○予算決算常任委員長（影岡俊範議員） 去る6月11日の本会議において、予算決算常任委員会に付託されました議案第48号から議案第51号までについて、審査の内容とその結果を御報告いたします。

初めに、議案第48号令和6年度松前町一般会計補正予算第1号は、8億8,212万5,000円を追加し、総額を136億9,126万3,000円とするものです。

審査の過程において、総務部所管等については、非常備消防一般管理事業の難燃性冷却ベストの購入について、冷却というのはどのような冷却機能がついてるものかとの質疑があり、ベストの内側のポケットに保冷剤を差し込み冷却するタイプであるとの答弁がありました。

また、工事現場などでは、ファンが内蔵され、空調機能がある服が主流だと思うが、検討はしなかったのかとの質疑があり、空調機能がある服は膨らむため、火災現場等の活動時には邪魔になる。体に密着する冷却素材のベストの上から防火服を羽織り活動するというので、常備消防が使用しているタイプを購入することとしたとの答弁がありました。

次に、冷却ベストの購入はコミュニティ助成事業助成金の交付が決定したため96着購入すると説明があったが、消防団員全員分のベストは助成金がかねば購入しないのか、今後の計画はどうなっているのかとの質疑があり、冷却ベストについては2か年でそろえる計画としている。来年度も補助事業を活用しながら不足分のベストを購入し、全員に行き渡るようにしたいとの答弁がありました。

次に、コミュニティ対策事業について、旧南黒田公民館の解体費用を補助するが、地元負担はないのかとの質疑があり、コミュニティ対策事業費の補助は要綱により事業費の2分の1、上限100万円としており、自治会の負担もあるとの答弁がありました。

続きまして、産業建設部所管について、橋梁長寿命化修繕事業について、道路橋修繕設計業務が3橋で1,000万円となっているが、例年、3、4橋の設計では300万円から400万円程度だが、金額が上がったのはなぜかとの質疑があり、昨年度までは比較的短い橋ばかりであったが、今回修繕設計を予定している橋は二級河川に架かる橋長が長い橋を予定しているためであるとの答弁がありました。

次に、橋梁長寿命化修繕計画策定業務の予算は2,200万円は妥当なのか、また橋梁長寿命化修繕計画策定業務は何年置きに実施しているのかとの質疑があり、橋梁点検は5年に一度の法定点検化がされている。今、策定している橋梁長寿命化修繕計画はその点検が全て終わった段階でこれまでの点検結果を反映して改定を行う。労務費の上昇分を除けば前回と同等程度の事業費となるとの答弁がありました。

続きまして、教育委員会所管については、松前幼稚園整備事業の園舎増築及び改修工事について、材料費の価格高騰や工事内容変更等により1,950万円を追加計上しているが、設計段階で既に材料費の価格が高騰している時期ではなかったのかとの質疑があり、予算の積算に当たっては昨年11月頃に行っているが、最終的に設計が完了したのが3月末で半年近く時間が経過しているため、建築設備資材価格等の上昇による影響があった。増額の内訳は、概算で物価高騰の影響が約600万円、キュービクルの設置部分が約700万円、ピノキオの部屋の鉄骨造の建替え部分が約600万円であるとの答弁がありました。

続きまして、保健福祉部所管について、予防接種事業の予防接種健康被害給付金について、認定までに時間がかかっている。3年もかかってやっと認定されるような事案なのかとの質疑があり、町としては予防接種の被害救済委員会を速やかに開き、そこで出た意見を付して、県を通じて速やかに国に進達してもらっているが、期間については国の審査待ちということになる。どこの市町もこのような状況だと思われるとの答弁がありました。また、予防接種健康被害救済制度の本町の申請件数について質疑があり、現在申請されている方は3名であるとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決いたしましたので、御報告いたします。

次に、議案第49号令和6年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第1号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の補正予算は65万2,000円を減額するもので、これは人事異動に伴う人件費の補正によるものです。

審査においては特に質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決いたしましたので、御報告いたします。

次に、議案第50号令和6年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の補正予算は、687万4,000円を追加するものです。これは、人事異動に伴い保険課付で後期高齢者医療広域連合へ派遣となる職員1名分の増と、その他人件費の補正によるものです。

審査において特に質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第51号令和6年度松前町介護保険特別会計補正予算第1号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の補正予算は、保険事業勘定を16万8,000円減額し、介護サービス事業勘定を5万円追加するものです。

保険事業勘定については、保険課所管分では、人事異動に伴う人件費の補正と第9期介護保険事業計画における事業者選考委員会の費用計上によるものです。福祉課所管分については、人事異動に伴う人件費の補正によるものです。

次に、介護サービス事業勘定については、人事異動に伴う人件費の増額によるものです。

審査においては特に質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

以上で議案第48号から議案第51号までの御報告を終わります。

**○議長（住田英次）** 委員長の報告を終わります。

議案第48号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長（住田英次）** 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長（住田英次）** 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第48号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長（住田英次）** 異議なしと認めます。したがって、議案第48号は委員長の報告どおり可決されました。

議案第49号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第49号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、議案第49号は委員長の報告どおり可決されました。

議案第50号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第50号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、議案第50号は委員長の報告どおり可決されました。

議案第51号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第51号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、議案第51号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第14 事件撤回の件(議案第42号松前町中小企業振興基本条例)(上程、撤回理由説明、質疑、討論、採決)

○議長(住田英次) 日程第14、事件撤回の件(議案第42号松前町中小企業振興基本条例)を議題とします。

町長から、議案第42号松前町中小企業振興基本条例の議案の撤回を請求されています。

撤回理由の説明を求めます。

渡部産業建設部長。

○産業建設部長(渡部博憲) 去る6月11日の本会議において提出いたしました議案第42号松前町中小企業振興基本条例について撤回いたしたく、その理由について御説明いたします。

議案の撤回請求でお示しのとおり、6月18日に開催の総務産業建設常任委員会において議案第42号に対していただいた御指摘を受け、条例の内容を見直す必要が生じたため、議案の撤回を求めたく、その許可をいただきますようお願いいたします。

以上で撤回理由の説明を終わります。

○議長(住田英次) 撤回理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 討論なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております事件撤回の件を許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、事件撤回の件を許可することに

決定しました。

暫時休憩します。

午前11時15分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（住田英次） 本会議を再開します。

お諮りします。

ただいま町長から、議案第52号松前町中小企業振興基本条例が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。議案第52号を日程に追加し、追加日程第1とし、議題とすることに決定しました。

~~~~~

追加日程第1 議案第52号 松前町中小企業振興基本条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設）、委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）

○議長（住田英次） 追加日程第1、議案第52号松前町中小企業振興基本条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 追加議案書の3ページをお開きください。

議案第52号について提案理由を申し上げます。

中小企業が本町の経済及びまちづくりにおいて重要な役割を担っていることに鑑み、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって本町経済の健全な発展及び町民生活の向上に寄与することを目的として、中小企業の振興に関する基本理念及び基本方針を定めるとともに、町の責務等を明らかにするため、新たに制定をするものです。

内容につきましては、渡部産業建設部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（住田英次） 渡部産業建設部長。

○産業建設部長（渡部博憲） それでは、議案第52号について、補足して御説明いたします。

追加議案書3ページを御覧ください。

この条例は、先ほど議案の撤回を行いました議案第42号松前町中小企業振興基本条例の条文の一部を修正し、改めて議案第52号として提出するものです。

修正箇所の説明をもって補足とさせていただきます。

中小企業の振興においては、大企業の協力が必要であるため、基本理念に記すことが適当と考え、追加議案書4ページ第3条、基本理念第4項で、「中小企業の振興は、国、県、町、中小企業関係団体、金融機関等及び学校の相互連携並びに大企業者及び町民の協力を基本として、推進されなければならない」とし、条文中の「相互連携並びに」の後ろに、「大企業者及び」を追加しました。

条文の構成は前文と第1条目的から第13条委任事項までとなっており、先ほどの第3条第4項以外の修正点はなく、内容については、6月11日の本会議で説明した内容と同様です。

以上で議案第52号の補足説明を終わります。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番村井慶太郎議員。

○12番（村井慶太郎議員） 部長に聞いていいか町長に聞いていいか分からんのやけど、中小企業の振興、これを新しく制定してくれるんで、中小企業さんものすごく喜んどる思うんですけど、この条例の中に大企業者というんがないんで、大企業者入れましたよというんで、さっきは事件を廃止して今回新しくこれをあげますということやけど、これ、僕思うんやけど、中小企業の振興は国、県、町、中小企業関連団体、金融機関等及び学校の相互連携、これは分かりますよ。この大企業者さんというたら、本町でいうと限定される。僕は1社かなと思ったら2社おりますよと言うけん、大企業者さんは2社おるんやろと思うんやけど、この大企業者という名前を勝手に使うたんじゃいかんので、これ大企業者さんにこういう打診しとんかどうか。この連携して協力してくださいよということ大企業者さん、2社しかおらんのやけど、2社に了解得とんか。こういう条例やっておたくの名前入れさせて、おたくの名前というか固有名詞はないけど大企業者というたらもう2つしかないんで、大企業者さんにそういう了解を得とんかどうなんか、協力してくれるんかどうなんかというの聞いてとんかというのをお聞きしたいんやけどね。

○議長（住田英次） 答弁できますか。

渡部産業建設部長。

○産業建設部長（渡部博憲） 村井議員の御質問にお答えします。

町内に大企業者2社ございます。先ほど言いましたように1社の大企業者については、事前にこういう条例を設けますということで協力を申し上げました。もう一社については、正直、現在申し上げられてませんので、今後、これから協力の体制を依頼に向かいということで御理解いただいたらと思います。

○議長（住田英次） 12番村井慶太郎議員。

○12番（村井慶太郎議員） これから交渉していくのにこれ勝手に書いて、やっぱ交渉が終わってから大企業者という名前さん出さんと、松山市やったら何ぼあるやら分からんけど、松前町は本当2社よね。ほで名前は言えんけど、もう限定されるわけですよ。これちょっと順番がおかしいんじゃないのかな。もう順番はこれでええんですか。もうこれは新しい条例で大賛成なんやけど、大企業者さんを追加しますよ言うたんやったら、その大企業者に協力を要請して、ああ、うちも協力させてもらいますよ言うんなら、大企業者さんの名前入れてええと思うんやけど、了解も何もなしで勝手に名前、名前ということないけど、大企業者さんも名指しと一緒にやけど、順番がちょっと違うと思うんやけど、そこらはどなんですか。

○議長（住田英次） 田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 御指摘ありがとうございます。

大企業者2社につきましては、1社について確認が取れてないというところでございますけども、ここに規定しているのはあくまで努力義務のところでございます。これからお話をさせていただいて、できるだけ中小企業の振興に協力を求めていきたいと思っておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（住田英次） 12番村井慶太郎議員。

○12番（村井慶太郎議員） 努力義務と言いましたけど、この条例でその努力義務ですよみたいなんはどこに明記されとんですか。

○議長（住田英次） 田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 第7条のところでございます。大企業者の役割というところで、協力するよう努めるものとするということで規定をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（住田英次） よろしいですか。

（12番村井慶太郎議員「いかんけど、3回目じゃけんもう言えんのよ。4回以上、言えんのよ」の声あり）

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第52号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに決定しました。

委員会へ付託された議案第52号は、これより総務産業建設常任委員会を開催し、審査をお願いします。なお、再開時間は後ほど庁内放送でお知らせしますので、執行部の皆様はそれまでの間、退席をお願いいたします。

それでは、暫時休憩いたします。

午前11時25分 休憩

午後 1 時29分 再開

○議長（住田英次） 本会議を再開します。

西村元一議員から欠席届が提出されておりますので、御報告いたします。

議案第52号松前町中小企業振興基本条例を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長稲田輝宏議員。

○総務産業建設常任委員長（稲田輝宏議員） 本会議におきまして、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第52号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

条例案の内容については、概要説明は割愛させていただきます。

審査の過程において、松前町では大企業者は限定されるため、この条例の中に大企業者と入れるのであれば了解を得てから条例を制定するようにしてほしいとの意見があり、この中小企業振興基本条例は理念型の条例であり、基本的な部分を目標として定めたものである。決して民間企業者に押しつけているわけではなく、中小企業の振興に協力していただくという目標を定めたものであることを御理解いただきたいとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（住田英次） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第52号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第52号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第15 議員派遣の件

○議長（住田英次） 日程第15、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

なお、研修内容等に変更が生じた場合、議長において判断いたしたいと思えますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定します。

お諮りします。

各常任委員会が、松前町委員会条例に規定する所管事項のため閉会中に調査研究を実施することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

お諮りします。

議会運営委員会においては、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

以上をもちまして本日の日程は全て終了しましたので、会議を閉じます。

閉会に当たり、町長から御挨拶があります。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議長の許可をいただきましたので、令和6年第2回定例会の閉会に当たりまして御挨拶を申し上げます。

議員各位には、終始熱心に御審議をいただきまして誠にありがとうございました。今議会で賜りました御意見や御提言につきましては、今後の町政運営に当たりまして十分に配慮をしております。

さて、来る8月4日日曜日に、まさき町夏祭りが開催されます。今年の夏祭りは、近隣

の夏祭りの日程を考慮し、例年土曜日であった開催を日曜日に変更しました。当日は、松前の夏の風物詩はんざり競漕やまさき音頭、まさきオフィシャルサポーターの中岡良一さんがメンバーのジャパハリネットのライブなどの催しを行うほか、フィナーレは皆さんの思いや願いとともにスカイランタンを夜空に浮かべます。議員各位をはじめ、たくさんの皆様にホットな松前町の日を丸ごと楽しみ・憩い・交流を深めていただきたいと思います。

終わりに、これからも暑さも日増しに厳しくなっていますが、議員各位におかれましては一層御自愛くださいますとともに、今後も町政の推進に御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（住田英次） これにて令和6年松前町議会第2回定例会を閉会します。

午後1時35分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

松前町議会議長 住 田 英 次

松前町議会議員 池 内 邦 仁

松前町議会議員 池 田 幸 子